



第2次阿波市総合計画

「かがやく」わたしの 阿波未来プラン

2017
2026

～あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市～





ごあいさつ

阿波市では、これまで、市の将来像である「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」の実現を目指し、平成19年3月に策定した「第1次阿波市総合計画」のもと、市民の皆様とともに、新市としての基盤づくりや一体感の醸成に取り組んでまいりました。

一方で、近年、我が国の「人口減少」と「東京一極集中」がますます深刻となる中、東日本大震災以降も、全国各地で頻発する地震や豪雨など、様々な大規模自然災害の脅威にさらされており、地域を取り巻く環境は一層厳しくなっております。

本市におきましても、加速する高齢化と人口減少への対応をはじめ、安心・安全のまちづくり、基幹産業である農業を軸とした地域の活性化など、本市が将来にわたり発展し続けていくために取り組むべき課題は山積しております。

こうした動向を踏まえ、新たな視点と発想のもと、本市のまちづくりを次なるステージへと進めるため、市民と行政がともに手を携え、取り組むべき新たな指針として、「第2次阿波市総合計画」を策定いたしました。

本計画では、前計画で紡ぎ上げてきた「市民一人ひとりが主役となって人の花を咲かせ、やすらぎのあるまちをつくる」という“物語”をしっかりと継承するとともに、合併以来培われた本市の「市民力」「地域力」にさらに磨きをかけ、住む人にも来る人にもやすらぎと感動を与えられるまちづくりを進め、誰もが「訪れてみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」と思える阿波市を築いてまいります。

そのためには、これまで以上に市民の皆様と知恵をしぼり、創意工夫を重ねながら、それぞれの持てる力を結集して取り組んでいく必要がありますので、今後ともご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際し、ご尽力を賜りました総合計画審議会委員をはじめ、市議会議員の皆様、さらには、市民アンケート調査等を通じて貴重なご意見、ご協力を賜りました多くの皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

阿波市長 野崎 國勝

CONTENTS

総論

第1章 ● 「かがやく」わたしの阿波未来プランとは？	6
1. なぜ計画をつくるのか？	6
2. 計画の役割は？	7
3. 計画の構成と期間は？	7
第2章 ● 阿波市の概要	8
1. 位置と地勢	8
2. 人口の推移	9
第3章 ● 新たなまちづくりへの展望	11
1. 生かすべき特性・資源	11
2. 反映すべき市民の声	15
3. 対応すべき社会環境の変化	24
4. 新たなまちづくりへの主要課題	27

基本構想

第1章 ● 阿波市が目指す姿	32
1. 基本理念	32
2. 将来像	33
3. まちづくりの方針	34
4. 人口の見通し	35
第2章 ● 計画の体系と方針	36
1. 計画の体系	36
2. 政策目標ごとの方針	37

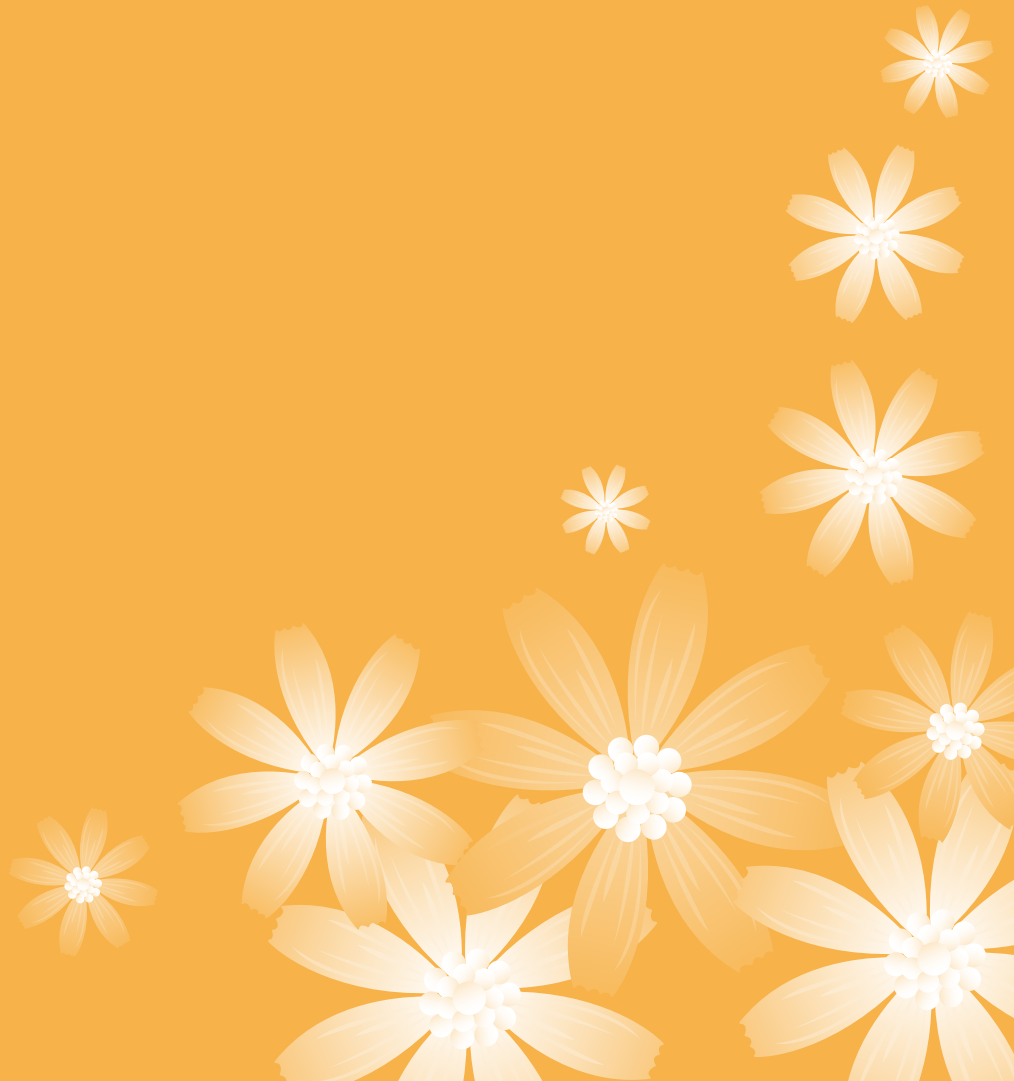
前期 基本計画

前期基本計画の重点テーマ	43
第1章 ● やさしく健やかな阿波	44
1-1. 保健・医療の充実	44
1-2. 子育て支援の充実	46
1-3. 高齢者支援の充実	48
1-4. 障がい者支援の充実	50
1-5. 地域福祉の充実	52
1-6. 社会保障制度の適正運用	54
第2章 ● 安全・安心・快適な阿波	56
2-1. 消防・防災の充実	56
2-2. 交通安全・防犯の充実	58
2-3. 消費者対策の推進	60
2-4. 環境保全の推進	62
2-5. ごみ処理等環境衛生の充実	64
2-6. 水道・排水処理の充実	66
2-7. 公園・緑地の充実	68
第3章 ● 人が輝き合う阿波	70
3-1. 学校教育の充実	70
3-2. 食育の充実	74
3-3. 生涯学習の充実	76
3-4. スポーツの振興	78
3-5. 文化芸術の振興	80
3-6. 青少年の健全育成	82
3-7. 国際化への対応	84
第4章 ● 豊かで活力ある阿波	86
4-1. 農業の振興と森林の保全	86
4-2. 商工業の振興	90
4-3. 観光の振興	92
4-4. 雇用対策の推進	94

第5章 ● 明日への基盤が整った阿波	96
5-1. 計画的な土地利用の推進	96
5-2. 道路・公共交通の充実	98
5-3. 情報化の推進	100
5-4. 住宅施策の推進	102
5-5. 定住・移住対策の推進	104
第6章 ● 共に生き、共につくる阿波	106
6-1. 人権尊重社会の確立	106
6-2. 男女共同参画社会の形成	108
6-3. コミュニティ活動の促進	110
6-4. 協働のまちづくりの推進	112
6-5. 計画的な行財政運営の推進	114

阿波市総合計画

総論



第1章

「かがやく」わたしの阿波
未来プランとは？

1 | なぜ計画をつくるのか？

本市ではこれまで、第1次阿波市総合計画「わたしの阿波未来プラン」（平成19年度～平成28年度）に基づき、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」という将来像の実現に向け、市民とともに様々な取り組みを積極的に推進し、合併新市としての基盤づくりや一体感の醸成等を着実に進めてきました。

しかし、この間、地方創生^{※1}の時代の到来や全国各地における大規模災害の発生をはじめ、社会環境は大きく変化してきています。

また、市内においては、加速する人口減少への対応や雇用の場の確保が大きな課題となっているほか、市民の意識は、“保健・医療・福祉の充実”、“消防・防災・防犯体制の充実”、“子育て環境・教育環境の充実”を重視する傾向が強まっています。

こうした内外の動向に的確に対応しながら、将来にわたって活力と魅力あふれる阿波市をつくっていくためには、市民力の結集がこれまで以上に必要であり、すべての市民にわかりやすく参画が得られやすい新たなまちづくりの計画を持つ必要があります。

このため、第1次阿波市総合計画の計画期間が終了することを機に、これをしっかりと引き継ぐとともに、新たな視点と発想を加え、本市のまちづくりの第2ステージとして、ここに第2次阿波市総合計画を策定します。

※1 人口減少の歯止めや東京圏への人口集中の是正などにより、将来にわたって活力と魅力ある地方をつくり出すこと。

2 | 計画の役割は？

総合計画とは、自治体が策定・推進する計画のうち、最も上位に位置する「最上位計画」です。本計画は、こうした位置づけを踏まえ、次のような役割を持つ計画として策定しました。

阿波市民みんなのまちづくりの“みちしるべ”

市民にとっては、これからのまちづくりの方向性や必要な取り組みを行政と共有し、まちづくりに積極的に参画・協働していくための“みちしるべ”となるものです。

阿波市行政の総合的な経営指針・主張

市行政にとっては、将来にわたって活力と魅力あふれる阿波市をつくり上げ、持続していくための総合的な経営指針となるとともに、国や徳島県、周辺自治体に対し、阿波市の主張を示すものです。

3 | 計画の構成と期間は？

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されています。それぞれの内容と期間は、次のとおりです。

基本構想

本市が10年後に目指す姿と、それを実現するための計画の体系や方針などを示したものです。

計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

基本計画

基本構想に基づき、今後行う施策の内容を示したものです。社会環境の変化に対応できるように、前期・後期に分け、それぞれ計画期間を5年間とし、策定します。また、計画期間中においても必要に応じ適宜見直しを行います。

実施計画

基本計画に基づき、今後行う具体的な事業や事業費等を示したもので、別途策定します。計画期間は、3年間とし、毎年度見直しを行います。

第2章

阿波市の概要

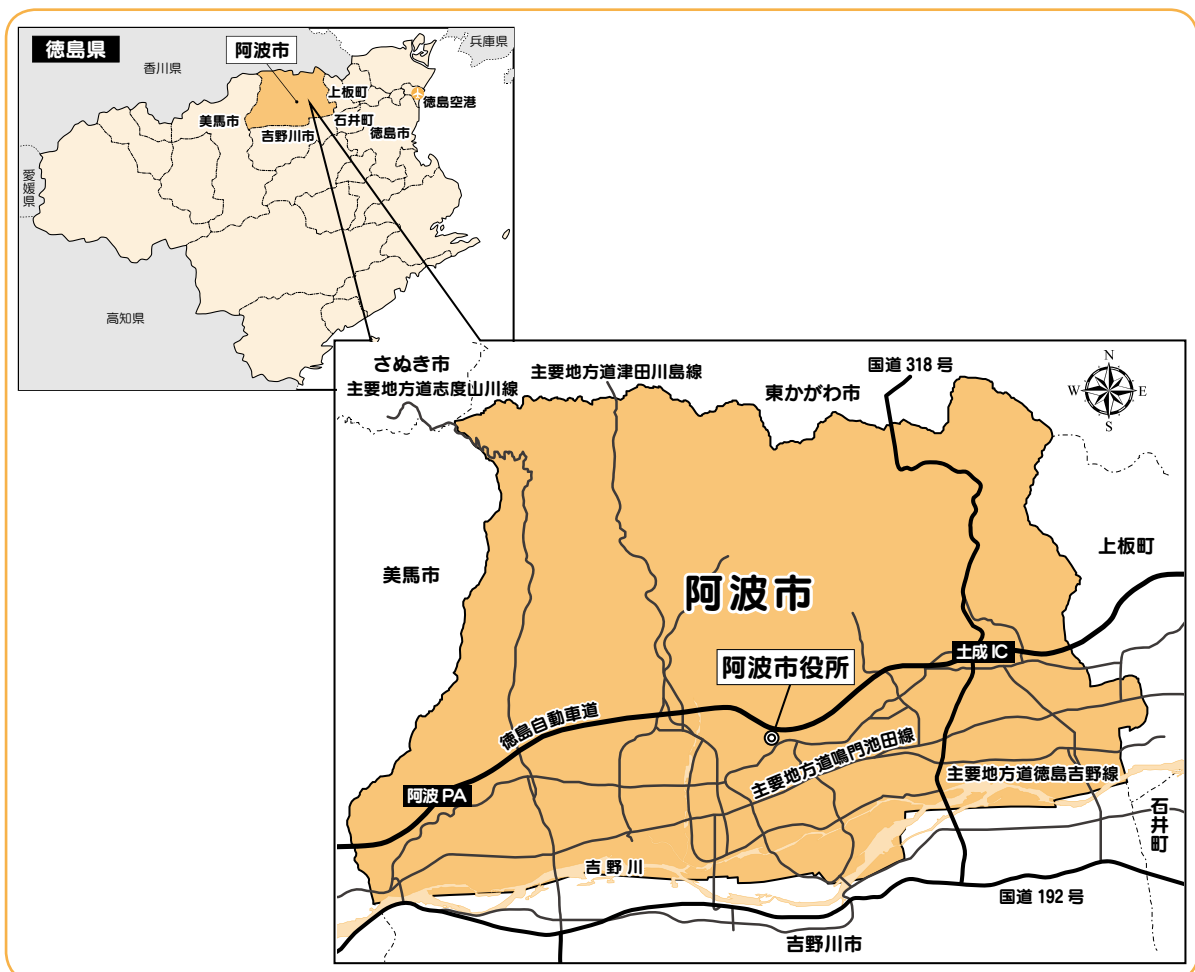
1 位置と地勢

本市は、徳島県の中央北部に位置し、東は上板町、西は美馬市、南は吉野川市、北は香川県東かがわ市に接しています。

北部の県境には、阿讃山脈の緑豊かな山々が連なり、これらを源とする河川が南へ流れ、南面傾斜の扇状地を形成しています。また、南部には、四国最大の河川・吉野川が流れ、その北岸に広がる平野部は、温暖な気象条件と肥沃な土壌に恵まれた農業がとても盛んな地域です。

総面積は191.11km²で、徳島県の24市町村の中で、8番目に広い面積となっています。

阿波市の位置と概要



2 | 人口の推移

(1) 総人口

本市の総人口（平成27年国勢調査）は37,202人で、平成22年の39,247人から2,045人減少し、増減率は-5.2%となっています。

徳島県の24市町村のうち、この5年間で人口が増加したのは3町（藍住町・北島町・松茂町）、減少したのは21市町村ですが、本市は、増減率が高い（減少が小さい）方から10番目となっています。

また、隣接市町（吉野川市・美馬市・上板町）との比較でみると、増減率が高い（減少が小さい）方から、阿波市（-5.2%）、上板町（-5.4%）、吉野川市（-5.8%）、美馬市（-6.1%）の順で、本市の人口減少の割合が最も低くなっています。

(2) 年齢3区分別人口

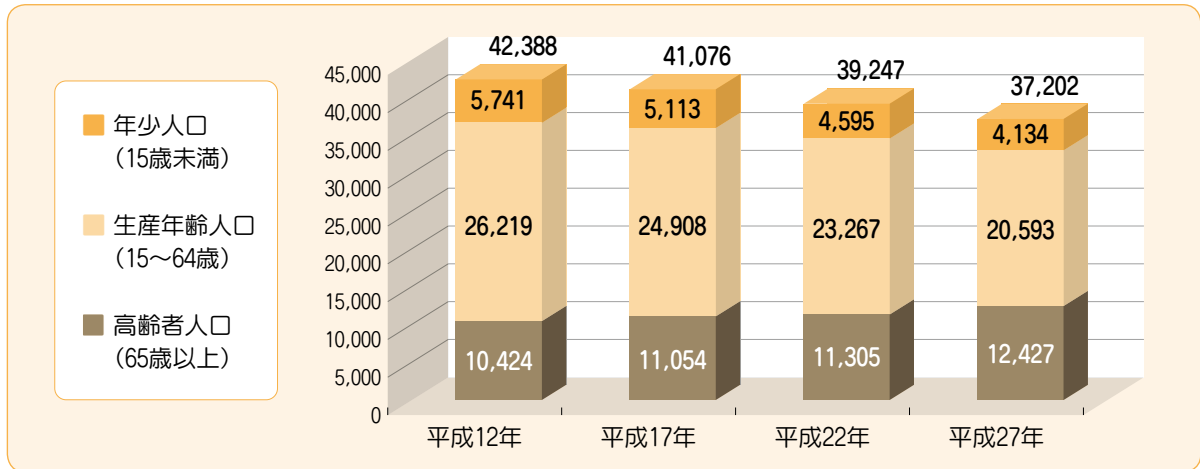
年齢3区分別の人口（平成27年国勢調査）をみると、15歳未満の年少人口は4,134人（11.1%）、15歳から64歳までの生産年齢人口は20,593人（55.4%）、65歳以上の高齢者人口は12,427人（33.4%）となっています。

それぞれの比率を全国及び徳島県と比較すると、年少人口比率（11.1%）は全国平均（12.5%）や徳島県平均（11.5%）を下回り、高齢者人口比率（33.4%）は全国平均（26.3%）や徳島県平均（30.6%）を大幅に上回り、少子高齢化、特に高齢化が進んでいることがわかります。

総人口・年齢3区分別人口の推移

(単位：人、%)

項目	年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口		42,388	41,076	39,247	37,202
年少人口 (15歳未満)		5,741 (13.5)	5,113 (12.4)	4,595 (11.7)	4,134 (11.1)
生産年齢人口 (15～64歳)		26,219 (61.9)	24,908 (60.6)	23,267 (59.3)	20,593 (55.4)
高齢者人口 (65歳以上)		10,424 (24.6)	11,054 (26.9)	11,305 (28.8)	12,427 (33.4)

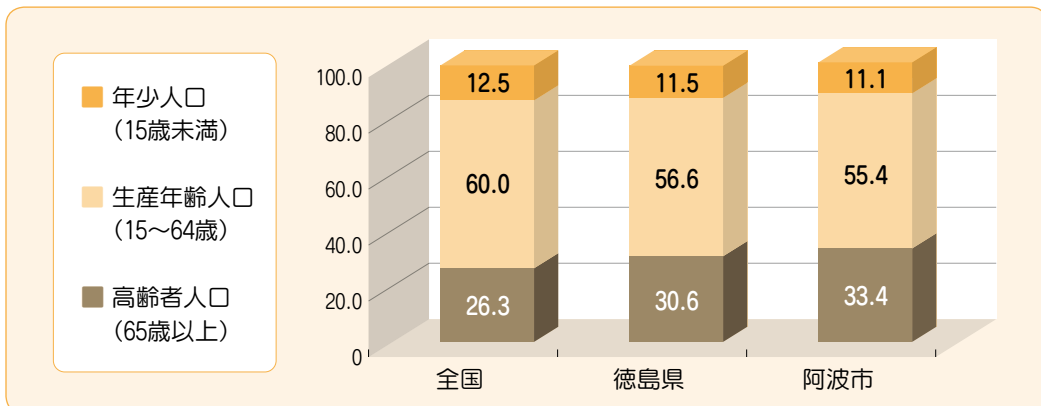


注) 総人口には、平成12年に4人、平成17年に1人、平成22年に80人、平成27年に48人の年齢不詳を含む。 資料：国勢調査

年齢3区分別人口比率の全国・徳島県との比較（平成27年）

(単位：%)

項目	年	平成12年	平成17年	平成27年
年少人口 (15歳未満)		12.5	11.5	11.1
生産年齢人口 (15～64歳)		60.0	56.6	55.4
高齢者人口 (65歳以上)		26.3	30.6	33.4



注) 年齢不詳を除く。

資料：国勢調査

第3章

新たなまちづくりへの展望

1 生かすべき特性・資源

阿波市らしいまちづくりを進めるにあたっては、まず、長所を伸ばす視点に立ち、特性・資源を再発見・再認識する必要があります。本市の生かすべき代表的な特性・資源をまとめると、次のとおりです。

① 高品質な農産物を供給する県下有数の農業のまち

本市は、吉野川北岸に広がる平坦で肥沃な土地や温暖な気候、京阪神都市圏に近い立地条件を生かし、レタスやナス、トマト、エンドウ、キャベツ、ブドウをはじめ、高品質な農産物を供給する県下有数の農業のまちとして発展してきました。

現在、JA系統での農産物出荷高が18品目にわたり県内第1位となっているほか、乳用牛・肉用牛・豚の飼養頭数も県内第1位となっています。

また、豊富な農産物を生かした加工品が生産されているほか、学校給食においては、市内4JAとの連携による、地産地消の取り組みも積極的に行われています。

さらに最近では、大手企業による農業参入など、農業の新たな展開も進められています。



2 防災体制が充実した自然災害に強いまち

本市ではこれまで、すべての市民が安全に安心して暮らせるよう、過去の大雨災害の教訓や南海トラフ巨大地震の発生予測等を踏まえ、消防団や自主防災組織の育成をはじめ、災害時の情報通信体制の整備や避難所の充実、各種資機材や食料の備蓄など、防災体制の充実を積極的に進めてきました。

また、市全体の防災力の強化を重視し、新庁舎及び交流防災拠点施設「アエルワ」、学校給食センターを整備しました。

これらの施設は、災害時において、本市だけではなく県下全域の後方支援も行える機能を持つ施設であり、広域物資輸送拠点施設に指定されています。



3 子育て環境が充実した子育てしやすいまち

本市では、「子育てするなら阿波市」をキャッチフレーズに、子育て家庭への経済的支援をはじめ、多様な子育て支援サービスの提供や子育て関連施設の整備に力を入れています。

最近では、第3子以降の子どもの保育料の無料化や中学3年修了時までの医療費の助成等を新たに制度化したほか、子育てに関する相談・情報提供等を行う子育て支援拠点事業の充実、すべての小学校区への放課後児童クラブの設置、保育・教育を一体的に提供する認定こども園の開設など、市全体で子育てを応援する取り組みを積極的に行い、子育てしやすいまちとしての評価が高まっています。



④ 水と緑の豊かな自然が息づくまち

本市は、阿讃山脈を背に、吉野川をのぞむまちであり、北部一帯には森林が広がり、これらを源とする宮川内谷川、九頭宇谷川、日開谷川、大久保谷川、伊沢谷川が北から南へ流れ、南部には吉野川が西から東へ流れ、輝く緑と清らかな水、澄んだ空気に包まれた豊かな自然が息づいています。

特に、「四国三郎」の名で親しまれる吉野川は、昔も今も人々に様々な自然の恵みをもたらしているほか、流域一帯は、四季折々に変化する優れた自然景観を誇ります。

市民アンケート調査の結果（“住み続けたい”という人の理由）においても、「自然環境が良好だから」が他の回答を引き離して第1位となっています。



⑤ 交通の要衝として重要な位置を占めるまち

本市は、古くから四国各所へ通じる阿波北部の東西交通の要衝として栄えてきました。

現在でも、吉野川北岸を東西方向に貫く主要地方道鳴門池田線、香川県と吉野川南岸を結ぶ国道318号、主要地方道津田川島線・志度山川線などが走るほか、高速道路として、徳島自動車道が東西に走り、土成インターチェンジと阿波パーキングエリアが設置されており、広域的な交通の要衝として重要な位置を占めています。



6 人々を癒す観光・交流資源があるまち

本市には、国の天然記念物である「阿波の土柱」や、十楽寺・熊谷寺・法輪寺・切幡寺の4つの「四国霊場札所」など、貴重な文化財や名所旧跡が点在しています。

また、これらのほかにも、「天然温泉御所の郷」や「阿波土柱の湯」などの温浴施設、「柿原堰」、「吉野ウォーターパーク」、「道の駅どなり」、さらには県立自然公園やゴルフ場、イベント・祭り、特産品等々、本市ならではの自然や風土とふれあえる、人々を癒す観光・交流資源があります。



7 人と人とのつながりが強く、市民活動が活発なまち

豊かな自然の恵みを受け、県下有数の農業のまちとして発展してきた中で、古くから培われてきた人と人とのつながりの強さや市民の郷土愛、奉仕精神は、これからのまちづくりに生かすべき本市の優れた特性・資源の一つです。

また、こうした住民気質や地域風土に育まれ、自治会活動やボランティア活動、防災活動、地域安全活動、文化・スポーツ活動、健康づくり活動をはじめ、様々な分野で自主的な市民活動や市民と行政が力を合わせた活動が活発に進められています。



2 | 反映すべき市民の声

本市では、本計画への市民の声の反映を重視し、平成28年2月に、市民及び中学生を対象としたアンケート調査を行いました。その中から、代表的な設問結果を抜粋すると、次のとおりです。

なお、本調査は、18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）と中学2年生328人（全員）を対象に実施したもので、市民の有効回収数は935、有効回収率は31.2%、中学生の有効回収数は279、有効回収率は85.1%となっています。

① 市への愛着度と今後の定住意向 [市民・中学生]

市への愛着度

[市民] “愛着を感じている”	79.2%
[中学生] “好きだ”	85.4%

今後の定住意向

[市民] “住み続けたい”	83.3%
[中学生] “住み続けたい”	66.3%

市への愛着度については、市民は、“愛着を感じている”（「大いに感じている」と「愛着をやや感じている」の合計。以下同様）という人が79.2%と約8割にのぼり、定住意向については、“住み続けたい”という人が83.3%と8割を超えています。

前回のアンケート調査（平成23年）の結果（“愛着を感じている”が80.8%、“住み続けたい”が85.7%）と比べると、愛着度・定住意向ともに大きな違いはみられず、高い水準を維持しています。

性別・年齢別で見ると、愛着度は30代、定住意向は女性、10・20代で比較的低くなっています。

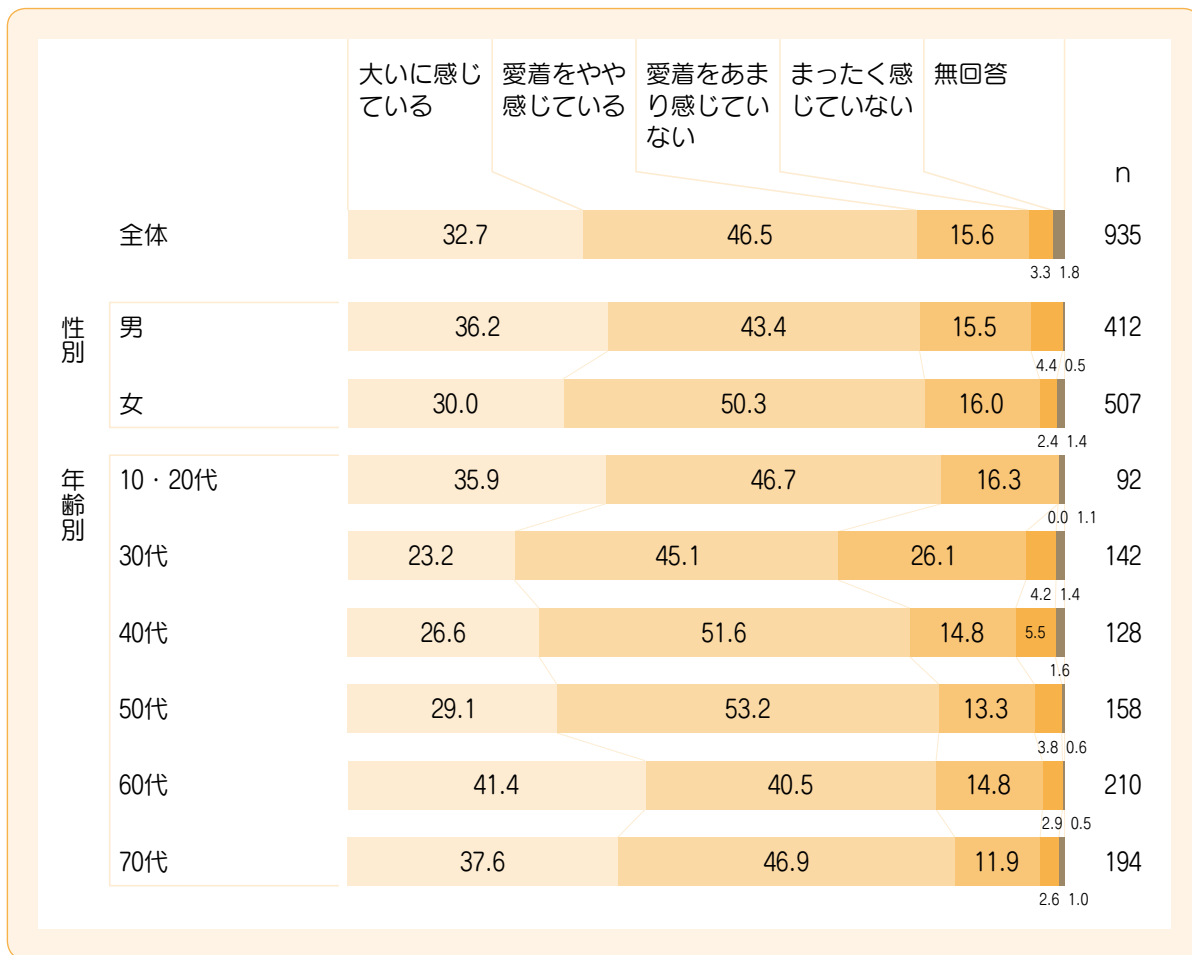
一方、中学生は、“好きだ”という人が85.4%と8割を超え、愛着度は市民よりも高くなっていますが、“住み続けたい”という人は66.3%と7割弱で、定住意向については市民よりもかなり低く、市への高い愛着心が定住したいという意識に結びついていない状況がうかがえます。

これらのことから、女性や若者の愛着度・定住意向をいかに高めていくかが課題と

してあげられるほか、中学生が“住み続けたい”、“戻って来たい”と思える環境づくりをいかに進めていくかが今後の課題といえます。

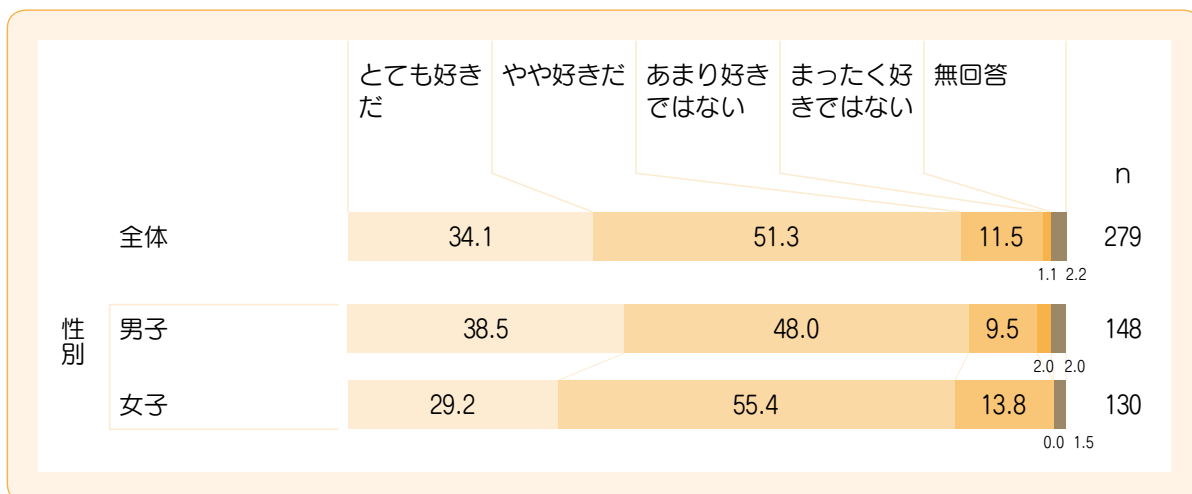
市への愛着度〔市民〕（全体・性別・年齢別）

（単位：％）



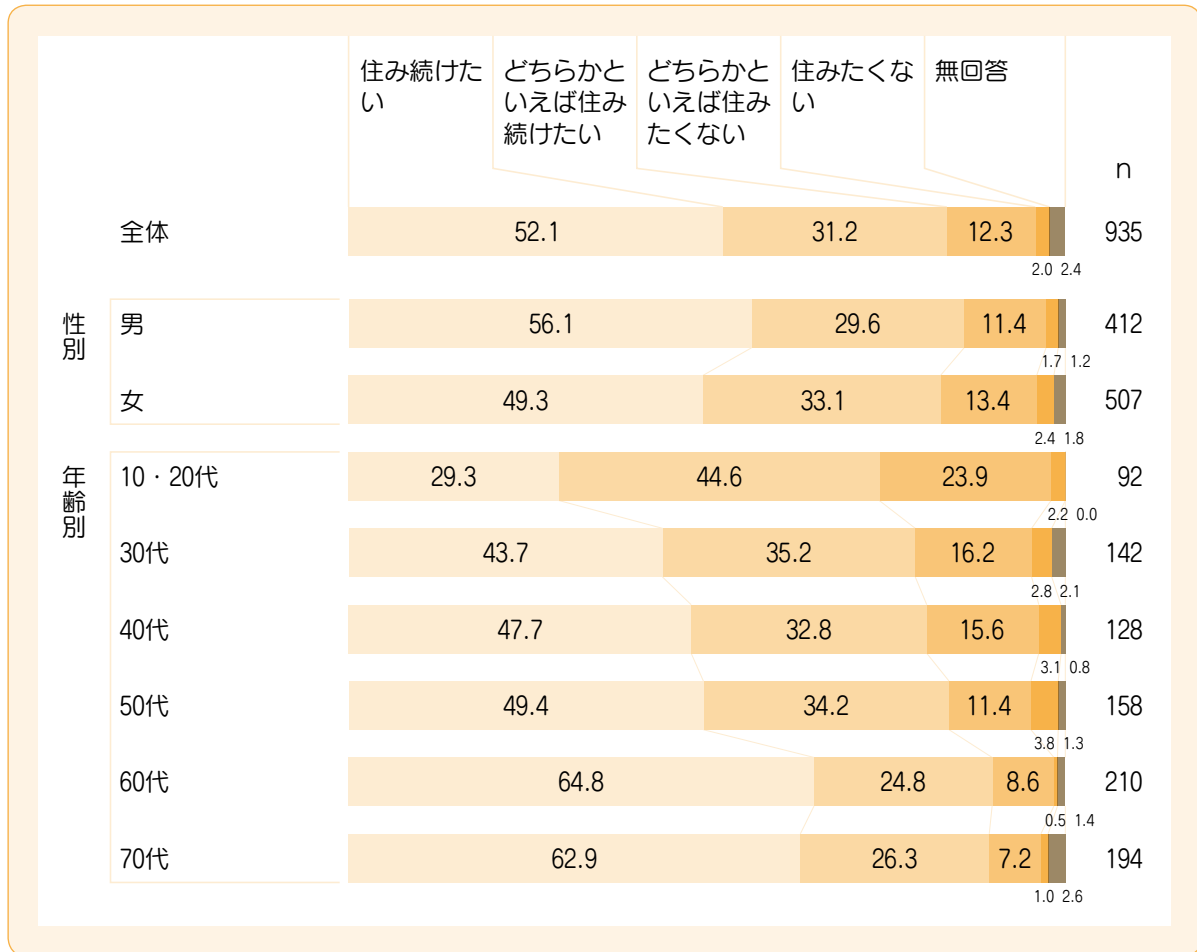
市への愛着度〔中学生〕（全体・性別）

（単位：％）



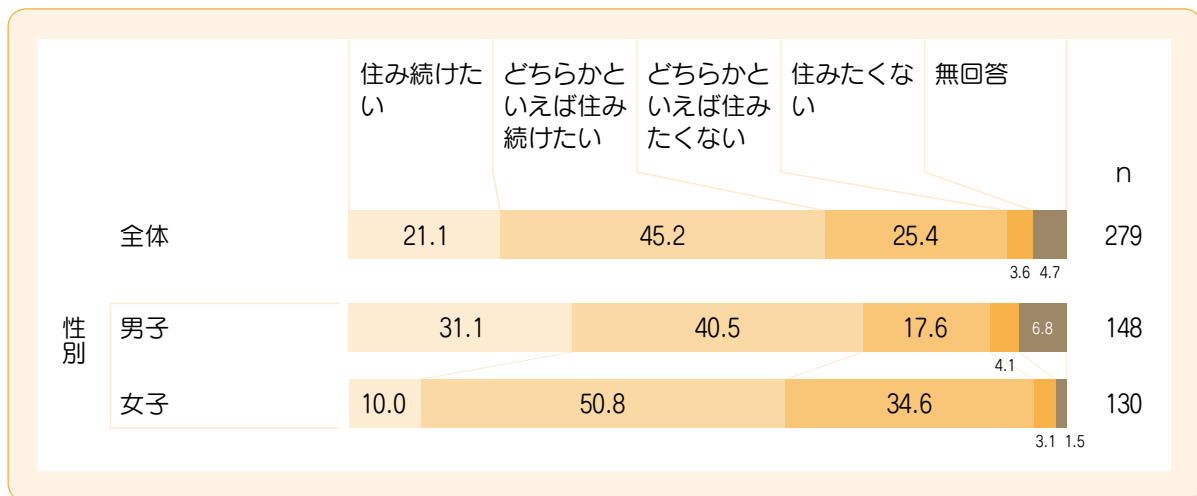
今後の定住意向〔市民〕（全体・性別・年齢別）

（単位：％）



今後の定住意向〔中学生〕（全体・性別）

（単位：％）



② 市の各環境に関する満足度〔市民〕

満足度が高い項目

- 第1位 ごみ処理・リサイクル等の状況
- 第2位 水道の整備状況
- 第3位 消防・救急体制
- 第4位 保健サービス提供体制
- 第5位 学校教育環境

満足度が低い項目

- 第1位 バス交通の状況
- 第2位 雇用・勤労者対策の状況
- 第3位 観光振興の状況
- 第4位 工業振興・企業誘致の状況
- 第5位 道路の整備状況

市の各環境に対する満足度を把握するため、6分野46項目を設定し、項目ごとに、「満足している」、「どちらかといえば満足している」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば不満である」、「不満である」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

その結果、満足度が最も高い項目は「ごみ処理・リサイクル等の状況」で、次いで「水道の整備状況」、「消防・救急体制」、「保健サービス提供体制」、「学校教育環境」などの順となっています。

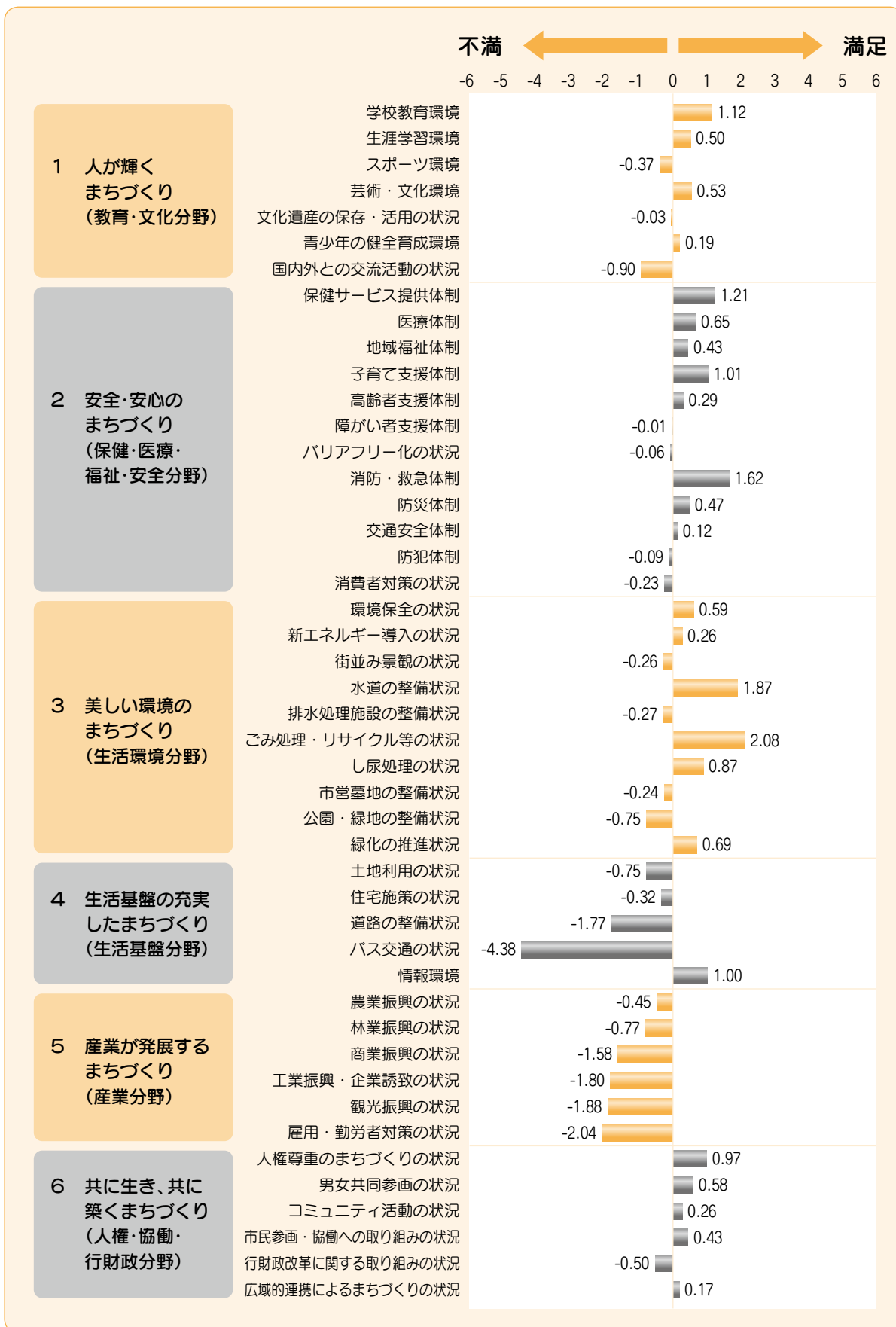
一方、満足度が最も低い項目は「バス交通の状況」で、次いで「雇用・勤労者対策の状況」、「観光振興の状況」、「工業振興・企業誘致の状況」、「道路の整備状況」などの順となっています。

前回のアンケート調査の結果と比べると、満足度が低い項目（上位5項目）はほとんど変わりませんが、満足度が高い項目（上位5項目）では、前回第4位の「ごみ処理・リサイクル等の状況」が今回は第1位になるなど、若干の違いがみられます。

また、全体的にみると、保健・医療・福祉・安全分野、生活環境分野の満足度が高く、生活基盤分野、産業分野の満足度が低くなっており（この傾向は前回も同様）、バス交通や道路をはじめとする生活基盤の整備、各産業の振興と雇用対策に引き続き課題を残しているといえます。

市の各環境に関する満足度 [市民]

(単位：評価点)



③ 市の各環境に関する重要度 [市民]

重要度が高い項目

第1位	医療体制
第2位	学校教育環境
第3位	子育て支援体制
第4位	防災体制
第5位	消防・救急体制
第5位	防犯体制
第7位	ごみ処理・リサイクル等の状況
第8位	道路の整備状況
第9位	高齢者支援体制
第10位	保健サービス提供体制

市の各環境に対する重要度を把握するため、満足度と同じ6分野46項目それぞれについて、「重視している」、「やや重視している」、「どちらともいえない」、「あまり重視していない」、「重視していない」の5段階で評価してもらい、点数化しました。

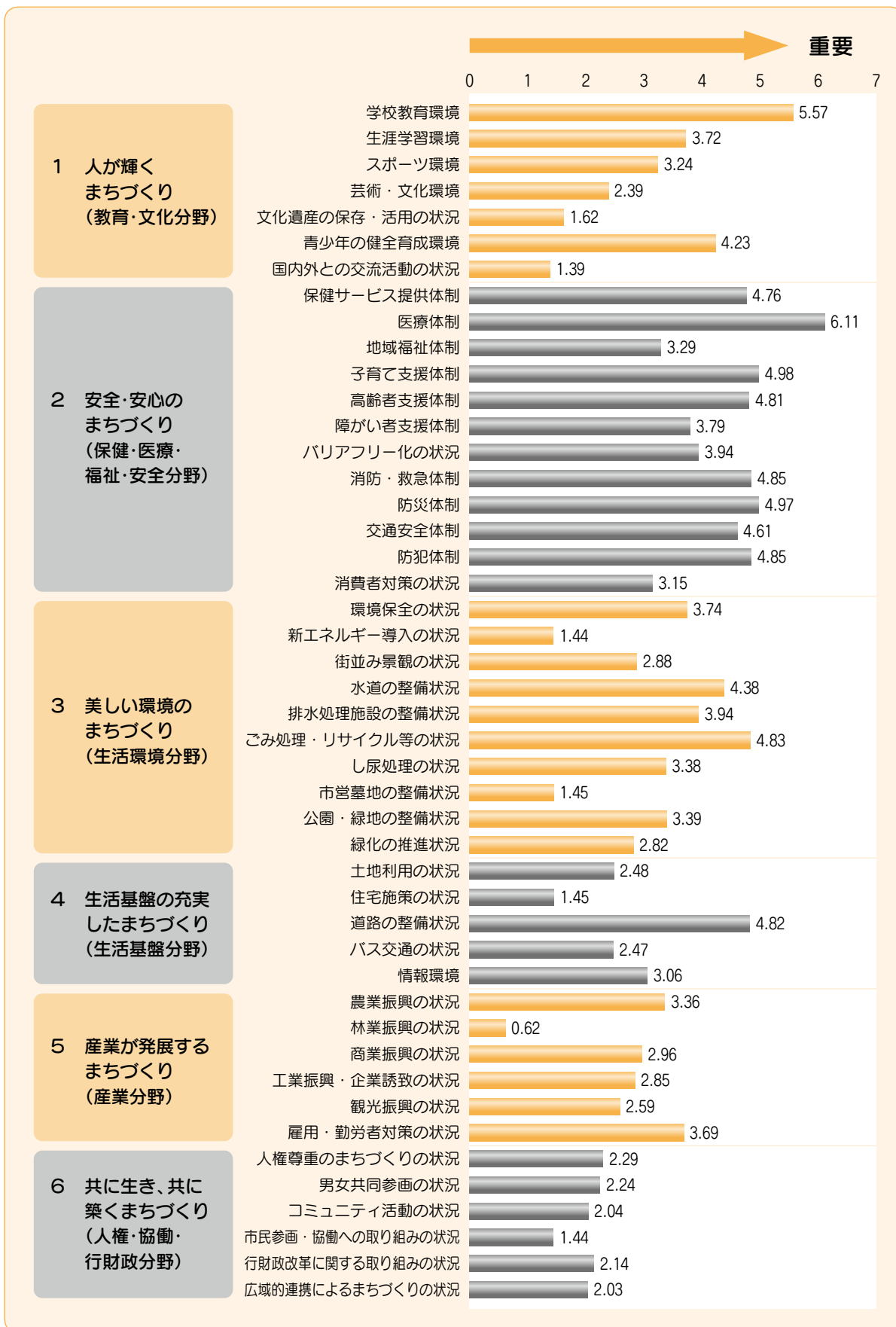
その結果、重要度が最も高い項目は「医療体制」で、次いで「学校教育環境」、「子育て支援体制」、「防災体制」、「消防・救急体制」、「防犯体制」などの順となっています。

前回のアンケート調査の結果と比べると、重要度が高い項目（上位10項目）はほとんど変わりませんが、その順位をみると、前回第9位の「子育て支援体制」が今回は第3位になるなど、若干の違いがみられます。

また、全体的にみると、これら重要度が高い項目（上位10項目）は、ほとんどが保健・医療・福祉・安全分野の項目となっており（この傾向は前回も同様）、“保健・医療・福祉の充実”と“消防・防災・防犯体制の充実”が引き続き強く求められていることがうかがえます。

市の各環境に関する重要度 [市民]

(単位：評価点)



④ 今後のまちづくりの特色 [市民・中学生]

今後のまちづくりの特色

[市民]

- 第1位 健康・福祉のまち
- 第2位 安全・安心のまち
- 第3位 子育て・教育のまち
- 第4位 商工業のまち
- 第5位 環境保全のまち

[中学生]

- 第1位 環境保全のまち（自然や環境にやさしいまち）
- 第2位 安全・安心のまち（犯罪が少なく、災害に強いまち）
- 第3位 快適住環境のまち（快適で安全・安心に暮らせるまち）
- 第4位 スポーツ・文化のまち（文化・スポーツ活動がさかんなまち）
- 第5位 観光・交流のまち（観光がさかんなまち）

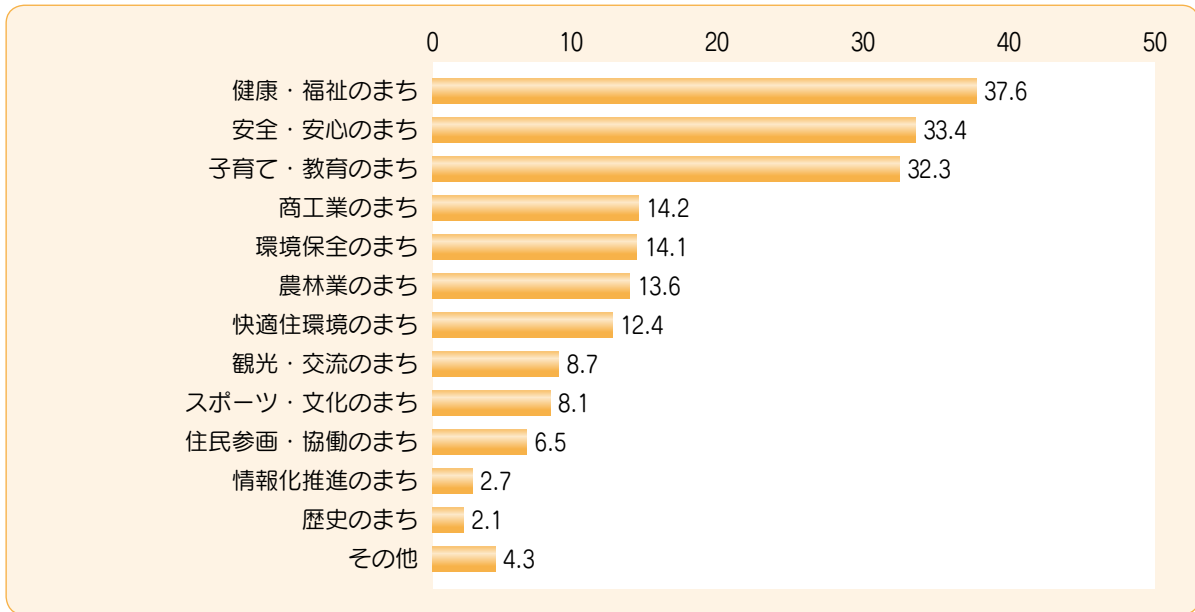
今後のまちづくりの特色については、市民は、第1位が「健康・福祉のまち」、第2位が「安全・安心のまち」、第3位が「子育て・教育のまち」で、“保健・医療・福祉の充実”、“消防・防災・防犯体制の充実”、“子育て環境・教育環境の充実”が強く望まれています。

前回のアンケート調査の結果（第1位「健康・福祉のまち」、第2位「子育て・教育のまち」、第3位「快適住環境のまち」）と比べると、“保健・医療・福祉の充実”と“子育て環境・教育環境の充実”が引き続き強く求められていること、“消防・防災・防犯体制の充実”を望む市民が増えてきていることがうかがえます。

一方、中学生は、第1位が「環境保全のまち」、第2位が「安全・安心のまち」、第3位が「快適住環境のまち」となっており、市民と比べると、“環境保全”が強く望まれていること、“消防・防災・防犯体制の充実”が共通して望まれていることが特徴といえます。

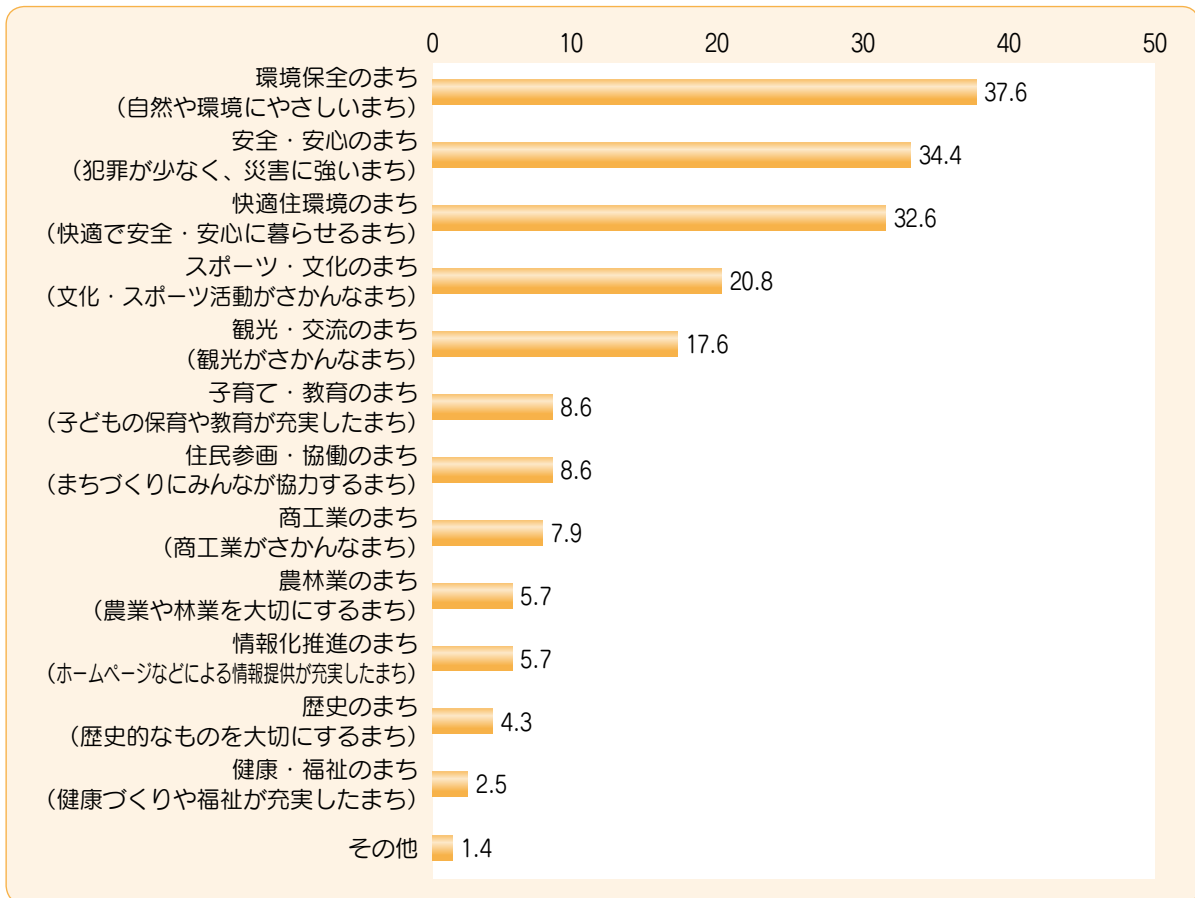
今後のまちづくりの特色 [市民] (複数回答)

(単位：%)



今後のまちづくりの特色 [中学生] (複数回答)

(単位：%)



3 対応すべき社会環境の変化

近年、国や自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。これからのまちづくりにおいて対応すべき代表的な社会環境の変化は、次のとおりです。

① 進む人口減少、求められる地方創生・一億総活躍社会

わが国では、世界に先駆けて人口減少・超高齢社会を迎える中、活力ある社会を維持・創造するため、全国各地で地方創生の動きが加速しているほか、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、国民一人ひとりが希望をかなえ、能力を発揮し、生きがいを実感できる一億総活躍社会の実現に向けた取り組みが進められています。

このため、本市においても、戦略的な人口減少対策をはじめ、地方創生・一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

② 頻発する大規模災害、高まる安全・安心への意識

熊本大地震が発生するなど、東日本大震災以降においても、全国各地で地震や大雨、火山の噴火等による大規模災害が頻発しているほか、凶悪犯罪や交通事故、悪質商法・特殊詐欺による被害なども後を絶たず、人々の安全・安心に対する意識が一層高まってきています。

このため、本市においても、南海トラフ巨大地震に備えた防災・減災体制の強化をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取り組みを進めていくことが求められます。

③ 深刻化する地球環境問題、求められる環境保全

地球温暖化の一層の深刻化、自然の減少や海・河川等の水質汚濁、大気汚染などの国・地域における環境問題の発生等を背景に、国・地域、そして住民一人ひとりが、環境保全や資源・エネルギーの循環に向けた具体的行動を起こすことが求められています。

このため、本市においても、廃棄物のリサイクルや再生可能エネルギーの導入はもとより、環境の変化が本市の基幹産業である農業に及ぼす影響なども見据えながら持続可能な社会づくりに向けた取り組みを進めていくことが求められます。

4 厳しい状況が続く地方の産業と雇用情勢

近年、わが国の景気は回復傾向にあるといわれていますが、地方ではその実感に乏しく、地方の産業は依然として厳しい状況が続いており、地域全体の活力の低下や雇用の場の不足が大きな問題となっています。しかし一方では、東日本大震災以降、企業が生産拠点を津波などの影響を受けにくい地方の内陸部に移す動きもみられます。

このため、本市においても、こうした状況を十分に踏まえながら、農業や商工業の振興、企業誘致等に向けた取り組みを推進していくことが求められます。

5 求められる教育再生への取り組み

わが国では、少子高齢化の進行等に伴う社会全体の活力低下をはじめ、わが国を取り巻く危機的状況を踏まえ、第2期教育振興基本計画を策定し、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」を重視した教育政策を展開し、教育の再生を進めています。

このため、本市においても、こうした動きを踏まえ、また地域の教育資源を十分に生かしながら、特色ある教育行政を進めていくことが求められます。

6 さらに進む情報化・グローバル化

スマートフォン、タブレット端末^{※2}などの情報通信機器の普及やSNS^{※3}の利用拡大はもとより、IoT^{※4}やAI^{※5}なども実用化されつつあり、あらゆる分野でICT^{※6}を利活用する時代が到来しています。また、人・物・情報の地球規模での交流がさらに活発化し、あらゆる分野でグローバル化^{※7}が進んでいます。

このため、本市においても、こうした情報化・グローバル化をこれからのまちづくりに欠かせない要素の一つとして認識し、積極的に取り組んでいくことが求められます。

※2 スマートフォンよりも大きく操作しやすい板状の携帯用端末。

※3 ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上の交流を通じて社会的なネットワークを構築するサービス。

※4 コンピュータなどの情報通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※5 人工知能。

※6 情報通信技術。

※7 地球規模化。地球規模で様々な物や情報などがやりとりされること。

7 重要性を増す支え合い助け合う社会づくり

家族形態の変化や価値観の多様化等に伴い、全国的に地域における人と人とのつながりの希薄化や自治機能の低下が懸念されていますが、少子高齢化が進む中、また大規模災害が頻発する中で、地域でお互いに支え合い助け合い、地域の課題を自ら解決していくことの重要性が再認識されてきています。

このため、本市においても、あらゆる分野において、人と人々が支え合い助け合う社会づくり、コミュニティの維持・活性化に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

8 強く求められる地方の自立と住民の参画・協働

地方分権^{※8}の動きがさらに本格化しつつあるとともに、地方創生の時代を迎え、今後、自治体には、地域の発展に向けた独自の政策を自ら考え、自ら実行していくことが一層強く求められます。そのためには、行政だけではなく、地域における多様な主体がまちづくりの担い手として参画・協働することが必要不可欠です。

このため、本市においても、市民や市民団体、民間企業等の多様な主体の参画・協働を一層促進し、自立・持続可能な経営体制を確立していくことが求められます。

※8 国主導型行政から住民主導型・地域主導型行政への転換に向けた国と地方の関係や役割分担の改革。

4 | 新たなまちづくりへの主要課題

本市の人口の推移や生かすべき特性・資源、市民の声、社会環境の変化を勘案し、新たなまちづくりへの最重要課題と、それを踏まえた分野ごとの主要課題をまとめると、次のとおりです。

(1) 最重要課題

「生涯阿波市」のまちづくり

人口減少が加速し、将来的な市全体の活力の低下が懸念される中、本市が直面する最も重要かつ基本的な問題は、いかに人口減少に歯止めをかけるかということです。人口減少に歯止めをかけるということは、すべての市民が健康でいきいきと暮らし、豊かな自然の中に、子どもたちの元気な声が響きわたるまちを目指すことであり、阿波市の魅力に惹かれ、全国から人が集まり、多くの人に「ずっと住みたい」と感じてもらえるまちを目指すことです。

そのためには、子どもを生ま育てやすい子育て環境の整備や長生きできる健康・福祉環境づくり、ずっと住みたいくなる、移り住みたいくなる安全・安心・快適な生活環境づくり、市の特色を取り入れた魅力ある教育環境の整備、安定的な所得を得るための仕事の確保、便利な公共交通や道路網の整備、住まいの確保など、様々な分野における取り組みを一体的に進め、阿波市誕生からこれまでの約10年間に築き上げてきた基盤を活用し、さらに1歩2歩と確実に前進させていく必要があります。それこそが、「生涯阿波市」のまちづくりです。

(2) 分野ごとの主要課題

① 保健・医療・福祉体制、子育て支援体制の一層の充実

少子高齢化が急速に進み、健康長寿のまちづくりや少子化対策に関する人々の関心が一層高まる中、本市においても、保健・医療・福祉の充実や子育て支援の充実を求める市民の声が強くなっています。

このため、これまで整備してきた保健・福祉環境や、「子育てするなら阿波市」のキャッチフレーズのもとに積極的に整備してきた子育て環境をさらに生かし、保健・医療・福祉体制、子育て支援体制の一層の充実を図り、すべての市民が健康で長生きできる環境づくり、子どもを生まやすく育てやすい環境づくりを進めていく必要があります。

② 危機管理と環境保全を重視した生活環境の整備

全国各地で大規模災害が頻発するとともに、犯罪や事故も後を絶たず、人々の安全・安心に対する意識が一層高まる中、本市においても、消防・防災・防犯体制の充実を求める市民の声が強くなっています。

また、地球環境問題が深刻化する中、環境保全や資源・エネルギーの循環に向けた取り組みが求められています。

このため、広域的な防災拠点機能を持つ自然災害に強いまちとしての特性をさらに生かし、また水と緑の豊かな自然が息づくまちとしての特性を踏まえ、危機管理と環境保全を重視した生活環境の整備を図り、市民がずっと住みたくなる環境づくり、市外の人々が本市に移り住みたくなる環境づくりを進めていく必要があります。

③ 阿波市ならではの特色ある教育・文化行政の推進

教育再生への取り組みが進められ、教育に対する人々の関心が一層高まる中、本市においても、子どもの教育環境の充実を求める市民の声が強くなっています。

また、市民が生きがいに満ちた充実した人生を送るためには、誰もが自発的に学び、活動できる生涯学習社会の形成が必要です。

このため、水と緑の豊かな自然や農業をはじめとする本市の教育資源をさらに生かし、本市ならではの特色ある教育・文化行政を推進し、郷土を愛し、郷土に戻り、明日の郷土をつくる人材の育成を進めていく必要があります。

④ 将来にわたって持続できる産業の育成

地方の産業が依然として厳しい状況にある中、本市においても、各産業を取り巻く情勢は厳しく、雇用対策や観光振興、工業振興・企業誘致をはじめとする産業分野の状況に関する市民の満足度が低くなっています。

しかし、産業振興は、地域経済の発展はもとより、雇用を生み出し、人々の定住・移住を促進する最も重要な要素の一つであり、柔軟かつ果敢に挑戦していかなければなりません。

このため、県下有数の農業のまちとしての特性や、人々を癒す観光・交流資源があるまちとしての特性をさらに生かし、農業を主に、商業、工業、観光に至るまで、地域に密着した支援施策を推進し、将来にわたって持続できる産業の育成と、これによる市全体の活力の維持、雇用の場の確保を進めていく必要があります。

5 便利で安全な生活基盤の整備

人口減少に歯止めをかけ、今後も本市が持続的に発展していくためには、保健・医療・福祉・子育て支援の充実や生活環境の整備、教育・文化環境の充実、産業の育成はもとより、これらを支える便利で安全な生活基盤の整備が必要ですが、バス交通や道路をはじめとする生活基盤分野の状況に関する市民の満足度が低くなっています。

このため、交通の要衝のまちとしての特性をさらに生かす視点に立ち、計画的な土地利用のもと、道路網の整備や公共交通の充実、情報化の一層の推進、住宅の整備など、便利で安全な生活基盤の整備を図り、市の持続的発展を支える土台づくりを進めていく必要があります。

6 市民力の結集とさらなる行財政改革の推進

地方分権の動きがさらに本格化するとともに、地方創生の時代を迎え、地方の自立が強く求められる中、限られた財源を有効に活用しながら、活力と魅力あふれる阿波市をつくり上げ、持続させていくためには、地域における多様な人的資源の活用と行財政運営のさらなる効率化が必要不可欠です。

このため、人と人とのつながりが強く、市民活動が活発なまちとしての特性をさらに生かしながら、市民や市民団体、民間企業等の参画・協働を促し、市民力を結集するとともに、さらなる行財政改革を推進し、「オール阿波市」による自立したまちづくり体制を確立していく必要があります。

阿波市総合計画

基本構想



第1章

阿波市が目指す姿

1 | 基本理念

これからのまちづくりにおいて、すべての分野にわたって基本とする理念を次のとおり定めます。

● 基本理念 ●

協働・創造・自立のまちづくり

市民と行政とが語り合い、知恵をしばり、手を携えて共に行動を起こします。また、行政が担う役割、地域が担う役割、さらに個人が担う役割を互いに認識するとともに、個性と魅力あふれる自立した阿波市をつくり上げていくことを原則とし、基本理念を、「協働・創造・自立のまちづくり」とします。

協働

- ● ● 市民と行政との新たな関係を構築し、知恵と力を合わせて阿波市をつくります。

創造

- ● ● 本市ならではの特性・資源を生かし、個性的で魅力ある、誇りうる阿波市を創造します。

自立

- ● ● 地方分権・地方創生の時代の自主・自立のまちづくり、住民自治の地域づくりを進めます。

2 | 将来像

将来像は、本市が目指す姿を市内外に示すものであり、これからのまちづくりの象徴となるものです。「総論」及び「基本理念」に基づき、将来像を次のとおり定めます。

● 将来像 ●

あすに向かって人の花咲く やすらぎと感動の郷土・阿波市

「あすに向かって」… 未来を見据えた、持続可能なまちづくり

「人の花咲く」……………「人」を中心に据えた、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが輝くまちづくり

「やすらぎ」……………心身共に健やかで、安全に安心して、おだやかに暮らすことができる阿波市

「感動」……………住む人にも訪れる人にも、勇気と感動を与える、常に前進し躍動する阿波市

「郷土」……………ずっと住みたくなる阿波市、戻りたくなる阿波市、移り住みたくなる阿波市



3 | まちづくりの方針

本市のこれまでのまちづくりを踏まえるとともに、これからのまちづくりを展望し、まちづくりの方針を次のとおり定めます。

●まちづくりの方針●

**これまでの阿波市の“物語”を
しっかりと引き継いだまちづくりを進めます。**

本市ではこれまで、合併時の「あわ北新市まちづくり計画」、そして「第1次阿波市総合計画」に掲げた「協働・創造・自立のまちづくり」という基本理念と、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」という将来像に基づき、「市民力・地域力をつけ、一人ひとりの市民が、人の花を咲かせ、やすらぎのまちをつくる」という“物語”のあるまちづくりを進めてきました。

これからのまちづくりにおいても、こうした阿波市の“物語”を大切にし、しっかりと引き継ぐとともに、阿波市誕生からこれまでの約10年間に築き上げてきた基盤を活用したまちづくりを進めます。

4 | 人口の見通し

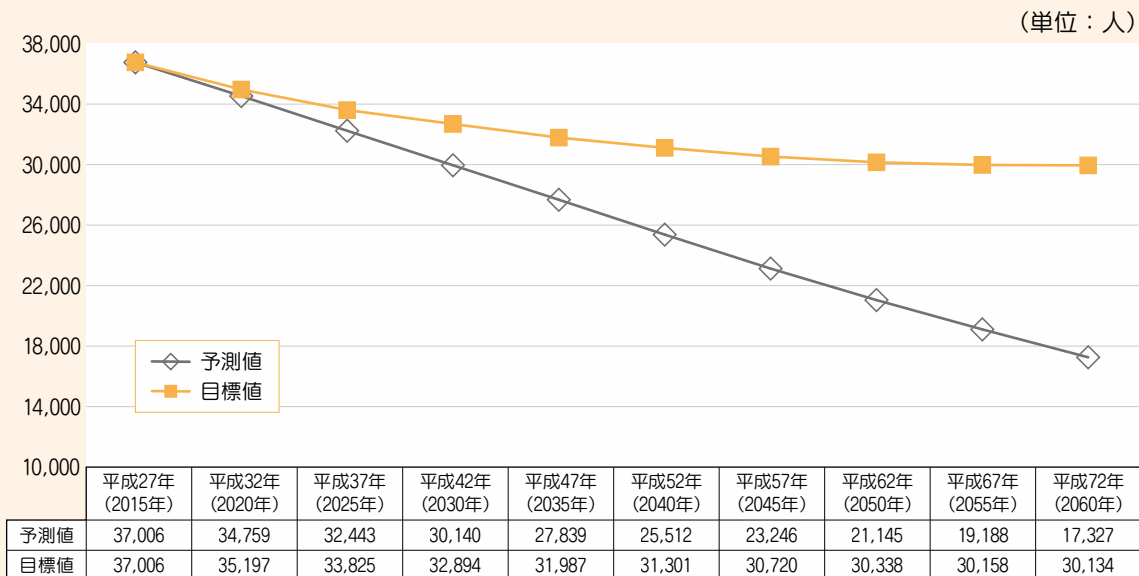
人口の見通し（予測と目標）は、平成27年度に策定した「阿波市人口ビジョン」における新たな予測と目標を踏まえ、次のとおりとします（国勢調査ベース）。

なお、「阿波市人口ビジョン」では、本市の人口の将来展望として、「平成72（2060）年に、人口3万人以上を確保することを目指す」と定めており、本計画の目標年度である平成38年度の人口の予測値・目標値については、その過程の数値を算出したものです。

平成38年度の人口の予測値と目標値

予測値：31,980人
目標値：33,640人

長期的な人口の予測値と目標値（「阿波市人口ビジョン」より）



注1) 予測値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計による。

注2) 目標値は、合計特殊出生率と転入出数を望ましい値に設定した市独自の推計による。

注3) 「阿波市人口ビジョン」では、予測値・目標値ともに5年ごと（国勢調査年）の数値となっているため、平成38年度の数値は、按分して算出し、10人単位としている。

第2章

計画の体系と方針

1 計画の体系

将来像の実現に向け、新しいまちづくりの計画の体系（6つの政策目標と34の施策）を次のとおり定めます。

政策目標

施策

1 やさしく健やかな阿波 (健康・福祉・子育て分野)

- ① 保健・医療の充実
- ② 子育て支援の充実
- ③ 高齢者支援の充実
- ④ 障がい者支援の充実
- ⑤ 地域福祉の充実
- ⑥ 社会保障制度の適正運用

2 安全・安心・快適な阿波 (生活環境分野)

- ① 消防・防災の充実
- ② 交通安全・防犯の充実
- ③ 消費者対策の推進
- ④ 環境保全の推進
- ⑤ ごみ処理等環境衛生の充実
- ⑥ 水道・排水処理の充実
- ⑦ 公園・緑地の充実

3 人が輝き合う阿波 (教育・文化分野)

- ① 学校教育の充実
- ② 食育の充実
- ③ 生涯学習の充実
- ④ スポーツの振興
- ⑤ 文化芸術の振興
- ⑥ 青少年の健全育成
- ⑦ 国際化への対応

4 豊かで活力ある阿波 (産業分野)

- ① 農業の振興と森林の保全
- ② 商工業の振興
- ③ 観光の振興
- ④ 雇用対策の推進

5 明日への基盤が整った阿波 (生活基盤分野)

- ① 計画的な土地利用の推進
- ② 道路・公共交通の充実
- ③ 情報化の推進
- ④ 住宅施策の推進
- ⑤ 定住・移住対策の推進

6 共に生き、共につくる阿波 (共生・協働・行財政分野)

- ① 人権尊重社会の確立
- ② 男女共同参画社会の形成
- ③ コミュニティ活動の促進
- ④ 協働のまちづくりの推進
- ⑤ 計画的な行財政運営の推進

2 | 政策目標ごとの方針

1 やさしく健やかな阿波 (健康・福祉・子育て分野)

- ① 保健・医療の充実
- ② 子育て支援の充実
- ③ 高齢者支援の充実
- ④ 障がい者支援の充実
- ⑤ 地域福祉の充実
- ⑥ 社会保障制度の適正運用

子どもから高齢者まで、すべての市民がいきいきと暮らし、活力あるまちをつくるための基本は「健康」にあるとの方針のもと、健康寿命の延伸や予防を重視した取り組みを行います。

また、万が一、医療や介護が必要な状況が訪れた時にも、住み慣れた地域で安心して暮らせるサポート体制づくりや、豊かな自然環境の中で、安心して子育てができる環境づくりなど、みんなが健やかに暮らせる阿波市を目指します。

2 安全・安心・快適な阿波 (生活環境分野)

- ① 消防・防災の充実
- ② 交通安全・防犯の充実
- ③ 消費者対策の推進
- ④ 環境保全の推進
- ⑤ ごみ処理等環境衛生の充実
- ⑥ 水道・排水処理の充実
- ⑦ 公園・緑地の充実

近年の自然災害の大規模化、頻発傾向を考慮すると、一地域のための防災体制では対応が難しくなっています。今後は、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害への対応力を強化するため、周辺地域を含む広域的な防災体制づくりを進めます。

また、水と緑の豊かな自然が息づくまちとして、快適な生活環境づくりを進め、市民がずっと住みたくなる、市外の人に移り住みたくなる阿波市を目指します。

3 人が輝き合う阿波 (教育・文化分野)

- ①学校教育の充実
- ②食育の充実
- ③生涯学習の充実
- ③スポーツの振興
- ④文化芸術の振興
- ⑤青少年の健全育成
- ⑥国際化への対応

子どもたちが、郷土を愛し、郷土に戻り、郷土をつくる人材として成長していくことができるよう、食育を基盤にした、知・徳・体の調和のとれた「生き抜く力」の育成や「郷土愛」の育成に取り組みます。さらに、食育については、農業の振興や健康づくりの観点からも市民に幅広く推進します。

また、「アエルワ」や豊富な社会体育施設を有効に活用しながら、市民主体の文化・スポーツ活動等を支援し、生きがいと感動に満ちた暮らしを送れる、住んでいることを誇れる阿波市を目指します。

4 豊かで活力ある阿波 (産業分野)

- ①農業の振興と森林の保全
- ②商工業の振興
- ③観光の振興
- ④雇用対策の推進

県下有数の農業のまちとして、市全体を牽引する農業のさらなる振興を図るため、「阿波市ブランド」の確立や地産地消の促進、担い手の育成を重点とした取り組みを積極的に行います。

また、オーダーメイド型の企業誘致や、市内の未利用の土地・建物を活用した企業誘致などの雇用促進と、本市ならではの観光・交流資源を生かした癒しの郷づくりに取り組み、豊かで活力ある阿波市を目指します。

5

**明日への基盤が整った阿波
(生活基盤分野)**

- ①計画的な土地利用の推進
- ②道路・公共交通の充実
- ③情報化の推進
- ④住宅施策の推進
- ⑤定住・移住対策の推進

明日の阿波市を支える基盤づくりとして、交通の要衝及び広域的な防災拠点としての機能の強化、市民の利便性・安全性の向上、交流人口の増加を目指し、計画的な土地の利用や道路・公共交通・情報ネットワークの形成を図ります。

また、人口減少の抑制に向け、定住・移住の基盤となる住宅の整備・確保、定住・移住を直接的にサポートする施策の推進や市の情報発信の強化を図り、全国から選ばれる阿波市を目指します。

6

**共に生き、共につくる阿波
(共生・協働・行財政分野)**

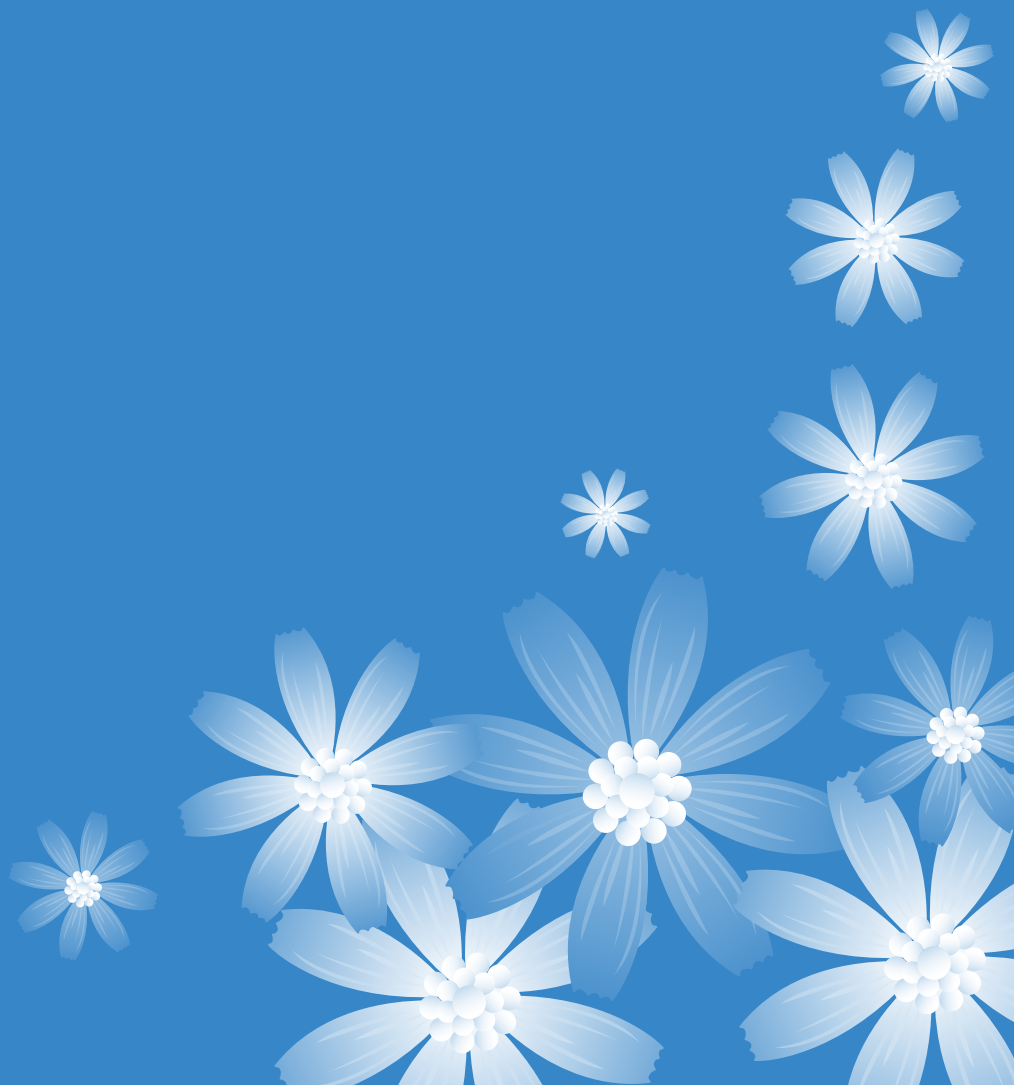
- ①人権尊重社会の確立
- ②男女共同参画社会の形成
- ③コミュニティ活動の促進
- ④協働のまちづくりの推進
- ⑤計画的な行財政運営の推進

人口減少・超高齢社会を迎える中、これまで以上に人と人との支え合い、共に生き、共に活躍する社会づくりが必要になります。そのため、市民活動が活発なまちとしての特性を生かし、市民や市民団体、民間企業等の参画・協働を積極的に促進します。

また、厳しさを増す財政状況の中、より効率的な財政運営を目指すとともに、選択と集中による事業の重点化を進め、独自性を持った行財政運営を目指します。

阿波市総合計画

前期 基本計画



前期基本計画の重点テーマ

「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市」という将来像を実現するためには、基本構想で定めた「計画の体系と方針」に基づき、34の施策ごとの取り組みを総合的に推進していくことが必要ですが、ここでは、そのすべての取り組みに共通するコンセプトを重点テーマとして決めました。

● 前期基本計画の重点テーマ ●

本市は、平成17年の4町合併により誕生したまちであり、誕生からこれまでの約10年間は、特に市民の一体感の醸成や、合併という激動の中、行政運営の安定化を図るとともに、未来の阿波市を見据えたまちづくりの基盤として、施設整備を中心とするハード事業に積極的に取り組んできました。

前期基本計画の計画期間となる、これからの5年間は、今まで築き上げてきた基盤を活用し、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくりや、市外の方からも「阿波市で住みたい」と感じてもらえる魅力あるまちづくりなど、本市の第2ステージとして前進していくためのソフト事業を重視したまちづくりを推進します。

また、これまで以上に厳しさを増すことが予想される財政状況の中、より一層の危機感を持ち、財政運営のさらなる効率化や、事業の重点化を進めるとともに、市民力の結集による「阿波市らしさ」を重視したまちづくりを推進します。

第1章

やさしく健やかな阿波

施策 1-1 保健・医療の充実

・現状と課題・

生活習慣病による働き盛りの世代の死亡や要介護者の増加が大きな社会問題となっており、一人ひとりが健康づくりに自主的に取り組み、健康寿命を延ばせる社会づくりが求められています。

本市では、平成22年度に策定した健康増進計画・食育推進計画等に基づき、障がい者や高齢者等の健康支援、母子の健診事業、子育て相談事業、予防接種など、生涯を通じた健康づくりに向けた保健事業を行うとともに、国民健康保険被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導を行っています。

しかし、ライフスタイルの変化に伴い、メタボリックシンドローム^{※1}該当者の割合が県下でも高く、その予防対策が大きな課題となっています。市民全員が生活習慣病に対する知識を高め、早期発見、早期治療、重症化予防を促進するとともに、子どもの時からの健全な生活習慣づくりを進めていくことが必要となっています。また、少子化が進む中で、安心して出産・子育てができる母子保健体制の充実や、こころの病の増加を踏まえた精神保健対策の推進を図る必要があります。

今後は、健康増進計画・食育推進計画等の評価・見直しを図りながら、健康寿命の延伸と予防重視型の社会づくりに向け、市民の健康意識の高揚と市民主体の健康づくり活動の促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実に努める必要があります。

また、本市には、民間の医療機関が数多く立地し、恵まれた医療環境にありますが、今後、高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化、専門化していくことが予想されることから、市内外の医療機関との連携を一層強化し、地域医療体制の充実を進めていく必要があります。

※1 内臓脂肪症候群。

・ 取り組み方針 ・

1-1-1. 保健事業推進体制の充実

健康づくり施策を総合的、計画的に進めるため、健康増進計画・食育推進計画及び特定健康診査等実施計画の見直しを図ります。

1-1-2. 市民主体の健康づくり活動の促進

- ① 健康増進計画・食育推進計画に基づき、関連部門が一体となって、健康意識の啓発を行いながら、食事・栄養、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ・アルコールなど、各分野における市民の自主的な健康づくり活動の拡大・定着化を促進します。
- ② ヘルスメイト^{※2}を中心とした、地域ぐるみの自主的な健康づくり活動を促進します。

1-1-3. 母子保健の充実

妊娠・出産期から乳幼児期、思春期に至るまで、関係機関と一体となって、健康診査、相談、訪問指導などの充実に努めます。

1-1-4. 健康診査・保健指導等の充実

- ① 特定健康診査等実施計画に基づき、受診率の向上に向けた取り組みを行いながら、特定健康診査・特定保健指導を実施します。
- ② 肺がんや大腸がんの検診については、特に受診率の向上に努め、早期発見し、早期治療につなげます。

1-1-5. 精神保健・感染症対策の推進

- ① 精神保健についての正しい知識の普及や、精神障がいのある人への訪問活動など、社会復帰・自立のための支援に努めます。
- ② 啓発・相談など自殺予防に関する取り組みを進めます。
- ③ 関係機関との連携のもと、結核や肝炎、インフルエンザなどの感染症に関する正しい知識の普及に努めます。
- ④ 予防接種に関する啓発や情報提供、接種機会の充実等により、予防接種率の向上に努めます。

1-1-6. 地域医療体制の充実

市民の医療ニーズに応えられるよう、市内外の医療機関との協力体制を一層強化し、地域医療体制の充実に努めます。

※2 食生活改善推進員。

施策 1-2 子育て支援の充実

・現状と課題・

わが国では、出生数が年々減少し、少子化が深刻化しています。少子化は、高齢化とともに人口構造にひずみを生じさせ、将来の国民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

本市ではこれまで、急速に進む少子化に対応し、平成21年度に策定した次世代育成支援行動計画（後期計画）等に基づき、あわっ子はぐくみ医療費の助成や多子世帯の保育料負担の軽減をはじめ、各種の子育て支援サービスの充実や保育サービスの充実、認定こども園や放課後児童クラブの整備、さらには母子保健事業の充実や教育環境・生活環境の整備など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

平成26年度には、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備するため、また、子ども・子育て関連3法^{※3}の制定により平成27年度から開始した「子ども・子育て支援新制度」に合わせ、次世代育成支援行動計画（後期計画）を踏襲した子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

子育て支援の充実は、少子化の歯止めや幸せな家庭生活の実現はもとより、市の魅力やイメージを向上させ、定住・移住の促進につながるものとして、本市のまちづくり・地方創生にとって一層重要性を増すことが見込まれます。

このため、今後とも、「子育てするなら阿波市」のキャッチフレーズのもと、子ども・子育てを重視したまちづくりを本市の重点施策として推進する必要があります。また、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、結婚・妊娠・出産・育児・教育に至る切れ目のない支援を市全体で行うという視点に立ち、関連部門、関係機関・団体が一体となって、子ども・子育て支援を総合的に推進していく必要があります。



▲ 幼保連携型一条認定こども園



※3 子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

・ 取り組み方針 ・

1-2-1. 多様な子育て支援施策の推進

- ① あわっ子はぐくみ医療費の助成をはじめとする経済的支援や、子育てについての相談・情報提供等を行う子育て支援拠点事業など、子育て支援サービスの充実を図ります。特に、子育て支援の拠点となる総合支援拠点施設の整備について検討していきます。
- ② 多様な保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図ります。特に、質の高いサービスの提供に向けた民間活力の導入、現施設の認定こども園への移行、病児・病後児保育事業の充実を図ります。
- ③ 保護者が日中家庭にいない小学生に対して適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童健全育成事業の充実に努めます。
- ④ 結婚を希望する市民に対し、婚活など出会いの場の提供等を行います。

1-2-2. 子どもと母親の健康の確保・増進

- ① 母子の健康の確保・増進に向け、健康診査や相談・指導等を推進します。
- ② 各種健診を通して家庭全体をとらえ、必要に応じた思春期の心と体に関する相談や学校、保健所等の関係機関との連携により思春期保健対策の充実等に努めます。

1-2-3. 子育てを支援する生活環境の整備

子育てに配慮した市営住宅の建替や安全・安心な道路環境の整備、公共施設の段差の解消や防犯灯の整備等を進めます。

1-2-4. 職業生活と家庭生活の両立の支援

働き方の見直しや、結婚後における就労の継続に関する意識啓発など、ワーク・ライフ・バランス^{※4}の実現の視点から、子育てしやすい条件整備に努めます。特に、ファミリー・サポート・センター事業^{※5}の充実を図ります。

1-2-5. 子どもの安全の確保

関係機関・団体との連携のもと、交通事故や災害・犯罪・いじめ等の被害から子どもを守るための活動等を推進します。

1-2-6. 要保護児童等への対応の推進

児童虐待防止対策の充実や特別な支援を必要とする子どもの支援、ひとり親家庭等の自立支援など、保護や援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細やかな取り組みを推進します。

※4 仕事と生活の調和。

※5 子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員登録して相互援助を行う組織を運営する事業。

施策 1-3 高齢者支援の充実

・現状と課題・

わが国の高齢化は世界一のスピードで進んでおり、特に、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37（2025）年には、高齢化率が30.3%となり、国民のおよそ3人に1人は高齢者という超高齢社会の到来が見込まれています。

特に本市では、国や県の水準を大幅に上回る勢いで高齢化が進んでおり、平成28年3月末において、高齢化率が32.7%となっています。今後も高齢者人口は増加し、平成32年をピークにやや減少に転じますが、総人口に占める割合は、平成37年には37.3%になることが推計されています。

高齢者の増加に伴い、寝たきりや認知症高齢者の増加など、介護を必要とする高齢者も増加しており、独居や高齢世帯の増加による介護力の不足、介護度の重症化や長期化などが大きな課題となっており、市全体として、健康寿命の延伸を図りながら、高齢者支援の充実を図っていくことが重要となっています。

このような中、本市では平成26年度に、これまでの取り組みの成果と課題、国の制度改正等を踏まえ、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（第6期）を策定しました。

今後は、この計画に基づき、すべての高齢者が健康で生きがいを持って暮らすとともに、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステム^{※6}の構築を目指し、高齢者介護・保健福祉施策全般の一層の充実を図っていく必要があります。

・取り組み方針・

1-3-1. 健康づくり・介護予防の推進

- ① 高齢者の疾病予防に向け、がん検診や特定健康診査などの保健事業を推進します。
- ② 一般介護予防事業として、介護予防普及啓発事業や地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業などを実施することにより、介護予防を推進していきます。
- ③ 要支援者や要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、介護予防・日常生活支援総合事業を実施することにより、要介護状態になることを予防していきます。

1-3-2. 高齢者サービス提供体制の充実

- ① 制度やサービス内容の周知、認定調査体制の充実、介護サービスの適正な提供や質

※6 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

の向上に向けた事業者への指導の推進、介護給付の適正化に関する取り組みの推進など、総合的な推進体制の強化を図ります。

- ② 地域包括支援センターを中心に、地域住民や行政機関、介護・医療など様々な関係機関との切れ目のない支援体制づくりに努めることにより、総合相談事業や権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実、在宅医療や介護・認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化を図ります。
- ③ 各種事業の評価・分析、国の制度改正や医療介護総合確保推進法の方針、医療計画等を踏まえ、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の見直しを図ります。

1-3-3. 生きがいづくり・社会参加の促進

- ① 高齢者の学習・文化・趣味・レクリエーション・ボランティア活動等の機会の拡充に努めるとともに、老人クラブの活動や高齢者のグループ活動の支援、サロンの継続・開設の支援を行います。
- ② シルバー人材センターの活動支援及び有効活用を図ります。

1-3-4. 安心な生活の確保

- ① 高齢者の在宅生活を支援するため、緊急通報装置の設置・更新や日常生活用具の給付等の福祉サービスを提供するとともに、養護老人ホームや生活支援ハウスへの入所支援などの施設サービス等の提供を図ります。
- ② 認知症高齢者の増加を見据え、地域住民の認知症に対する知識や理解を深めるとともに、認知症サポーター^{※7}の養成・活用を行い、地域全体で認知症高齢者や家族を支える見守りネットワークの構築を図ります。また、様々な関係機関と連携した認知症の予防や早期対応、重度化の防止に向けた取り組みなど、認知症施策を総合的に推進します。



▲ 地域リハビリテーション活動支援事業

※7 認知症の人や家族を見守る支援者。

施策 1-4 障がい者支援の充実

・現状と課題・

障がいのある人もない人も、誰もがお互いの個性を尊重し、共に支え合いながら暮らす共生社会の実現が求められています。

本市ではこれまで、障害者総合支援法の施行とそれに伴う各種制度の改正を踏まえ、平成23年度に障がい者計画（第2次）・障がい福祉計画（第3期）を策定し、障がい者の自立と社会参加に向けた各種施策を推進してきました。

また、障がい者関連施設として、指定障害福祉サービス事業所、障がい児施設、指定相談支援事業所が設置されているほか、広域的な地域活動支援センターが整備されており、これらと連携しながら障がい者支援の推進に努めてきました。

しかし、障がい者数は増加傾向にあり、障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進んでおり、障がい者支援の一層の充実が求められています。

このような中、本市では平成26年度に、それまで進めてきた各種施策・事業を点検・評価し、新たな障がい福祉計画（第4期）を策定しました。

今後は、この計画に基づき、ノーマライゼーション^{※8}の理念の一層の浸透や障がい福祉サービスの充実をはじめ、障がい者の自立支援を重視した各種施策・事業を総合的に推進し、すべての障がい者が地域において可能な限り自立し、安全・安心な生活を送ることができるまちづくりを進めていく必要があります。

・取り組み方針・

1-4-1. 障がい者サービス提供体制の充実

- ① 制度やサービス内容の周知、相談支援体制の充実、サービスの質の向上に向けた事業者との連携の推進など、総合的な推進体制の強化を図ります。
- ② 各種事業の評価・分析、国の制度改正等を踏まえ、障がい者計画・障がい福祉計画の見直しを図ります。

1-4-2. 啓発・交流活動等の推進

ノーマライゼーションの理念の一層の浸透に向け、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進、障がい者団体の活動支援に努めます。

1-4-3. 生活支援の充実

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護、生活介護をはじめ、居宅での生活を支

※8 誰もが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方。

援する訪問系サービスや日中の活動を支援する日中活動系サービス等の各種サービスの提供体制の充実を進めます。

- ② 地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの提供体制の整備を図ります。
- ③ 障がい者の経済的負担を軽減するため、各種手当の支給や助成等を行います。
- ④ 障がい者やその家族が気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図るとともに、虐待防止や権利擁護に関する施策を推進します。
- ⑤ 障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、生涯学習の機会の拡充やスポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。

1-4-4. 生活環境の整備

- ① 共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援などの居住系サービスの提供体制の充実に努めます。
- ② 高齢者や障がい者等が安心して生活ができるよう、バリアフリー、ユニバーサル・デザイン^{※9}のまちづくりを推進します。

1-4-5. 教育・育成の充実

障がい児保育・特別支援教育の充実に努めるとともに、適切な就学・進路相談及び指導に努めます。

1-4-6. 雇用・就業の支援

就労移行支援や就労継続支援などの就労に関する訓練サービスの提供体制の充実を進めるほか、事業所等に対する啓発の推進や公的機関における雇用の拡大、市内の障がい者関連施設との連携による福祉的就労機会の拡充に努めます。

1-4-7. 保健・医療の充実

関係機関との連携のもと、障がいの予防、早期発見、早期治療・療育、機能訓練の充実、医療費の助成等に努めます。

1-4-8. 情報・コミュニケーションの支援

聴覚障がい者や視覚障がい者に対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣などのコミュニケーション支援の充実を進めるとともに、「声の広報」の推進やホームページの充実等に努めます。

1-4-9. 地域生活支援事業の推進

障害者総合支援法に基づく自立支援給付とともに、相談支援やコミュニケーション支援、日常生活用具の給付、移動支援等については、広域的連携のもと、地域生活支援事業として推進します。

※9 すべての人が使いやすい施設や建物のデザイン。

施策 1-5 地域福祉の充実

・現状と課題・

少子高齢化や核家族化の進行、近所づきあいの希薄化等に伴い地域社会が大きく様変わりしていく中で、貧困や孤立死、虐待、家庭内暴力、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

こうした社会状況の中、複雑・多様化する生活課題に対応していくためには、公的な取り組みだけではなく、住民や住民団体等の力を結集し、地域全体で支え合う地域福祉の仕組みを確立していくことが必要不可欠です。

本市では、社会福祉協議会が地域の高齢者や障がい者等に対する多様なサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と各種福祉団体、ボランティア団体等が連携し、地域に密着した様々な活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化のさらなる進行や、援助を必要とする高齢者や障がい者等の増加により、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。特に、高齢者等の安否確認や生活支援の重要性が一層高まることが予想され、地域福祉体制の強化が大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本市では平成23年度に、本市の実情に即した地域福祉を計画的に推進するため、地域福祉計画を策定し、平成28年度には、この地域福祉計画の目的を踏まえ、より効果的な取り組みを推進するために見直しを行いました。

今後は、この計画に基づき、市民やボランティア団体など、より多くの主体の福祉活動への参画と協働の促進に取り組み、市民と行政とが一体となった地域福祉体制をつくり上げ、すべての市民が住み慣れた地域で支え合い助け合いながら安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

1-5-1. サービスを利用しやすい環境づくり

市民が自分に適したサービスを自ら選択し、安心して利用できるよう、関連部門、関係機関・団体相互の連携強化・情報共有化はもとより、各種福祉サービスに関する情報提供・相談体制の整備、利用者の権利擁護のための施策の充実に努めます。

1-5-2. 地域福祉を支える多様な担い手の育成

- ① 地域福祉活動の中核的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の活発化を促進するとともに、各種福祉団体やボランティア団体、NPO等の活動支援に努めます。
- ② 社会福祉協議会等との連携のもと、広報・啓発活動の推進や講座の開催、福祉教育の推進等を通じ、市民の福祉意識の高揚と福祉活動への参画促進、ボランティアの育成・確保に努めます。

1-5-3. 地域で支え合うネットワークづくり

- ① 高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、これまでの民生・児童委員や老人クラブによる訪問活動等をさらに発展させ、多様な担い手が一体となった身近な地域における福祉ネットワークの形成を図ります。
- ② 生活支援や介護予防サービスの充実に努め、地域全体で多様なサービスを提供していくため、生活支援体制整備事業を開始し、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置に向けて地域のニーズ把握等に努めるとともに準備を進め、見守り・声かけ活動や交流活動、買物・移動に関する支援活動など、支え合い助け合う活動を促進します。



▲ 阿波市地区日本赤十字社奉仕団 防災・炊き出し訓練

施策 1-6

社会保障制度の適正運用

・現状と課題・

生活保護制度は、生活困窮者に対し、最低限の生活を保障し、自立を助長する制度です。また、平成27年度から、生活保護に至る前の自立支援策として、生活困窮者自立支援制度が始まっています。

本市では、生活保護の被保護世帯数・被保護人数は、ともに減少傾向にあります。しかし、被保護者の高齢化や保護期間の長期化が進んでいるため、今後とも関係機関や民生・児童委員との連携のもと、経済的自立と生活意欲の高揚を促すための施策を進めていく必要があります。

また、国民健康保険制度は、病気やけがなどに対して保険給付を行う医療保険の柱として、重要な役割を果たしています。

平成28年度の加入状況を見ると、世帯数が5,578世帯、被保険者数が9,760人となっています。近年、急速な高齢化や医療の高度化等に伴い医療費が急激に増加し、財政状況は極めて厳しい状況にあるため、医療費の抑制や国民健康保険税の収納率の向上に向けた施策を推進する必要があります。

また、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、市町村は資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業など地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うこととなりますが、新たな国民健康保険制度の円滑な事業運営に向けた取り組みを推進していく必要があります。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠なものです。

平成28年4月現在の被保険者数は6,512人となっています。全国的に少子高齢化に伴う年金支給の確保に係る財源の確保が大きな課題となっていますが、高齢者の生活の支えであるとともに、若い世代にとっても老後の生活を保障する重要な制度であることから、今後とも国民年金制度についての正しい理解の浸透に努める必要があります。

・ 取り組み方針 ・

1-6-1. 低所得者福祉の推進

関係機関や民生・児童委員との連携のもと、実態を的確に把握しながら、相談・指導等に努めるとともに、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の適正運用、資金制度の活用に努めます。

1-6-2. 国民健康保険事業の健全化

- ① 医療費の抑制に向け、関連部門が一体となった保健事業の推進はもとより、レセプト^{※10}点検調査の充実や広報・啓発活動の推進等による適正受診の促進、ジェネリック医薬品^{※11}の利用促進等に努めます。
- ② 国民健康保険税の収納率の向上を図るため、滞納者に対する納付相談・指導体制の充実を図ります。
- ③ 国民健康保険制度の改正を踏まえ、制度の周知や円滑な事業運営に向けた取り組みを推進します。

1-6-3. 国民年金制度の啓発

国民年金制度にかかわる正しい知識の浸透に向け、日本年金機構との連携のもと、広報・啓発活動等を推進します。

※10 診療報酬明細書。

※11 新薬の特許期間終了後に発売される医薬品。同等の成分・効き目で比較的安価である。

第2章

安全・安心・快適な阿波

施策 2-1 消防・防災の充実

・ 現状と課題 ・

近年、火災発生件数は全国的に減少傾向にありますが、平成27年の火災による死者のうち、高齢者が6割以上を占めており、その安全対策の強化が大きな課題となっています。

本市の消防体制は、徳島中央広域連合による広域的な常備消防と、阿波市消防団による非常備消防とで構成され、互いに連携しながら地域消防・防災に努めています。

しかし、高齢化の進行をはじめとする社会・経済情勢の変化に伴い、火災発生要因は複雑かつ多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても近年増加の一途をたどっています。

また、消防団においても、団員確保の困難さや団員の高齢化、サラリーマン化などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。このような中、本市では平成28年度に、大規模化、頻発傾向にある自然災害や、災害実態の変化に対応できる新しい消防団モデルとして、市職員で構成する救援機動隊の発足とハイパー消防団制度を構築し、技能の向上や消防施設、資機材などの整備充実を図りました。

近年の災害は複雑・多様化しており、被害が広範囲に及ぶことが多くなっています。特に、平成26年度の広島県における大雨災害や平成28年度の熊本大地震は歴史的な大規模災害となっており、これらを踏まえた防災・減災体制の確立が求められています。

本市においても、複雑・多様化する自然災害に加え、南海トラフ巨大地震の発生などが懸念されており、防災体制の強化が急務となっています。

今後は、こうした状況を踏まえ、地域防災計画等の指針の見直しを行いながら、市及び防災関連機関、市民が一体となった総合的な防災・減災体制を確立していく必要があります。

また、広域物資輸送拠点施設に指定されている交流防災拠点施設「アエルワ」や隣接する市本庁舎、学校給食センター、さらにはヘリポートや新設を目指しているスマートインターチェンジなど、陸・空の輸送体制、そして県中央部という立地を生かし、県下全域の後方支援も視野に入れた防災体制の充実を図っていく必要があります。

2-1-1. 消防団の充実

広報・啓発活動等を通じて消防団活動に対する市民や市内の事業所の理解と協力を求めながら、団員の確保に努めるとともに、変化する災害実態に対応できる技能と装備を持った消防団として、体制の充実を図ります。

2-1-2. 常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、西消防署の建替をはじめ、職員の資質向上や装備の充実を進め、常備消防・救急体制の充実を図ります。

2-1-3. 消防施設の計画的更新

老朽化や能力不足等の状況に応じ、消防詰所や消防車両、防火水槽・消火栓等の消防水利をはじめとする各種消防施設の計画的更新を図ります。

2-1-4. 総合的な防災・減災体制の確立

近年の大規模災害等を踏まえ、地域防災計画や防災関連マニュアル、マップ等を適宜見直しながら、市及び防災関連機関、市民が一体となった総合的な防災・減災体制の確立を進めます。特に、避難行動要支援者の避難支援体制の一層の充実を図るとともに、避難路・避難所等の充実、避難建物の耐震化、各種資機材の備蓄を図ります。

2-1-5. 自主防災組織の育成

広報・啓発活動の推進や防火・防災訓練の実施を通じて、地域防災の要となる自主防災組織の育成及び活動支援を行うとともに、地域間の連携を図るため、自主防災組織連合会の設立を促進します。

2-1-6. 治山・治水対策の促進

災害の未然防止に向け、危険箇所の把握を行いながら、関係機関との連携のもと、河川の改修や排水路、排水機場の整備、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。



▲ 阿波市消防団救援機動隊

施策 2-2

交通安全・防犯の充実

・現状と課題・

近年、交通事故件数は全国的に減少傾向にありますが、平成27年の交通事故による死者の状況をみると、歩行中が4割弱、自動車乗車中が3割強となっており、これらを踏まえた安全対策の強化が求められています。

本市では、交通事故の防止に向け、警察や関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教育や広報・啓発活動を推進し、官民一体となって交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備に努めています。

今後とも、市外からの通行者も含め、すべての人が本市内で交通事故を起こさない・あわない環境づくりに向け、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備など、交通安全対策全般の一層の強化が必要です。

また、近年、全国的に犯罪の凶悪化、低年齢化が進むとともに、子どもや高齢者をねらった犯罪が多発しており、犯罪からの安全性の確保が強く求められています。

本市では、警察や関係機関・団体との連携のもと、防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めていますが、本市においても、子どもや女性、高齢者をねらった犯罪が増加傾向にあり、今後一層、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

・ 取り組み方針 ・

2-2-1. 交通安全意識の高揚

市民の交通安全意識の一層の高揚に向け、警察や関係機関・団体との連携のもと、各年齢層に応じた交通安全教育、広報・啓発活動を効果的かつ継続的に推進します。

2-2-2. 交通安全施設の整備充実

- ① 国・県道の交通安全施設の整備充実を要請していきます。
- ② 市道について、利用者数や交通安全施設の有無による危険度合い等を調査・検討し、必要度の高い箇所から、交通安全施設を順次整備していきます。

2-2-3. 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進

- ① 市民の防犯意識の一層の高揚に向け、警察や関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や防犯にかかわる行事等を推進します。
- ② 地域の安全を守る会等の組織の充実のもと、地域一体となって通学路の安全対策の強化を進めます。

2-2-4. 防犯環境の整備

夜間の通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、防犯灯の新設及びLED^{※12}化を進めます。



▲ 八幡地区交通安全キャンペーン

※12 発光ダイオード。エネルギー効率に優れ、低消費電力、高速応答などの特徴を持つ。

施策 2-3 消費者対策の推進

・現状と課題・

近年、高齢化の進行や情報化の進展、消費生活におけるグローバル化の進展などを背景に、消費者を取り巻く環境は大きく変化してきており、これに伴い、消費者トラブルの内容も複雑・多様化してきています。中でも、食品表示の偽装や、高齢者・障がい者などを狙った悪質商法・特殊詐欺などによる被害は後を絶たず、消費者対策の充実・強化が求められています。

本市では、県消費者情報センターなどの関係機関との連携のもと、講演会や広報紙、チラシ等を通じた消費者への啓発や情報提供、消費者協会の活動支援に努めるとともに、相談室を設置して消費生活の相談等を行い、消費者対策を推進しています。

しかし、本市においても消費者トラブルが増加傾向にあり、その内容も複雑・多様化してきているため、今後とも関係機関と連携しながら、トラブルの未然防止や消費生活の質的向上に向けた消費者教育・啓発や情報提供、相談の充実等を進めていく必要があります。

2-3-1. 消費者教育・啓発の推進

自立する消費者の育成に向け、県消費者情報センターなどの関係機関との連携のもと、広報紙やCATV、パンフレット、チラシ等の活用、講演会の開催等を通じ、消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を図るとともに、各消費者協会の活動を促進します。

2-3-2. 相談体制の充実

消費者トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費者情報センターなどの関係機関との連携のもと、相談体制の充実に努めるとともに、消費生活センターの設置について検討・推進します。



▲ 消費者庁長官が阿波市を視察

施策 2-4 環境保全の推進

・ 現状と課題 ・

気候や生態系、そして本市の農業生産への影響も懸念される地球温暖化が深刻化するとともに、国や地域においても、水質汚濁や大気汚染をはじめとする様々な環境問題が発生しています。

このような中、地球規模で環境保全に向けた具体的行動を起こすことが求められており、わが国においても、平成24年度に策定された第4次環境基本計画に基づき、安全の確保を基盤に、低炭素^{※13}・循環・自然共生の各分野を統合的に達成することで、持続可能な社会を形成する取り組みが行われています。

本市ではこれまで、自然環境・景観の保全や地球温暖化対策の推進、再生可能エネルギーの導入をはじめ、様々な環境問題への対応を市民との協働のもとに推進してきました。

再生可能エネルギーの導入においては、県下有数の太陽光発電施設設置数となるなど、着実に成果を上げてきました。

今後とも、水と緑の豊かな自然が息づくまちとしての特性をさらに生かし、ずっと住みたくなる、移り住みたくなる特色ある美しいまちの形成を進めるため、環境保全を重視した持続可能なまちづくりを計画的に進めていく必要があります。

※13 地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素の排出量を削減すること。

・ 取り組み方針 ・

2-4-1. 環境基本計画の策定検討

環境重視の特色あるまちづくりを総合的、計画的に進めるため、全市的な環境保全の指針となる環境基本計画の策定を図ります。

2-4-2. 自然環境・景観の保全

自然環境・景観の保全に留意した適正な土地利用を誘導するとともに、公共工事にあたっては、自然との共生や景観の維持に配慮した資材や工法の導入、リサイクル製品の積極的利用等による資源の有効活用に努めます。

2-4-3. 環境問題への適切な対応

関係機関やボランティアとの連携のもと、環境パトロールの強化を図り、野焼きをはじめとする環境問題の未然防止及び適切な対応に努めます。

2-4-4. 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策実行計画に基づき、また適宜見直しを行いながら、行政自らが率先して温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進めるとともに、家庭や事業所における対策の啓発及び実践活動の促進に努めます。

2-4-5. 再生可能エネルギー導入への取り組みの推進

住宅用太陽光発電システムの導入支援をはじめ、公共施設への太陽光発電システムの導入、公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入など、再生可能エネルギーの導入に関する取り組みを推進します。

2-4-6. 環境教育・啓発活動の推進と実践活動の促進

- ① 市民の環境保全意識の高揚に向け、環境教育や広報・啓発活動を積極的に推進するとともに、環境美化運動をはじめ、水質浄化運動や省資源・省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、マイバッグ運動^{※14}、グリーン購入運動^{※15}など、市民や事業者の自主的な環境保全活動を促進します。
- ② 実践的な環境保全活動を展開する環境ボランティアやNPOの育成に努めます。



▲ お腹石（おはらし）

※14 買物袋を持参する運動。

※15 環境にやさしい製品を購入する運動。

施策 2-5

ごみ処理等環境衛生の充実

・現状と課題・

地球規模で環境保全や資源・エネルギーの循環に向けた取り組みが重要視される中、循環を基本とした廃棄物を出さない社会づくりが求められています。

本市ではこれまで、広報紙の活用やごみ収集カレンダーの作成・配布をはじめ、ビン・カン・ペットボトル・新聞・雑誌などの分別収集や電気式生ごみ処理機購入等への助成を通じ、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクルの促進に努めるとともに、不法投棄対策も進めてきました。

しかし、ごみの排出量は依然として減少せず、質的にもますます多様化しており、一層の減量化・リサイクル等の促進が求められる状況にあるとともに、収集・運搬体制の充実や不法投棄対策の強化が課題となっています。

このため、一般廃棄物処理基本計画に基づき、収集・運搬体制や広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、市民の協力のもと、ごみの減量化やリサイクル、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者によって収集・運搬し、阿北環境整備組合において広域的に処理していますが、生し尿の減少と浄化槽汚泥の増加を想定し、今後とも適正な収集・処理に努める必要があります。

・ 取り組み方針 ・

2-5-1. ごみ収集・処理体制の充実

- ① 環境負荷の軽減と効率性に配慮した収集体制の充実に努めます。
- ② 広報紙やごみ収集カレンダー等を活用し、市民のごみ分別の一層の徹底を促進します。
- ③ 広域的連携のもと、中央広域環境施設組合による適正な処理・処分体制、リサイクル体制の充実に努めます。

2-5-2. 4R運動の促進

ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換に向け、広報・啓発活動の推進、分別収集や電気式生ごみ処理機購入等への補助、推進団体の育成等を通じ、市民や事業者の自主的な4R運動^{※16}を促進します。

2-5-3. ごみの不法投棄対策の推進

市民の環境保全意識の高揚に向け、環境教育や広報・啓発活動を推進するとともに、市民や市民団体との協働のもと、不法投棄の監視・指導体制の強化や適正処理対策に努めます。

2-5-4. し尿及び浄化槽汚泥収集・処理体制の充実

広域的連携のもと、生し尿の減少と浄化槽汚泥の増加への対応も加味しながら、収集・処理体制の充実に努めます。

2-5-5. 市営墓地の適正管理

多様化する市民ニーズを踏まえ、市営墓地の整備充実と適正管理に努めます。



▲とくしまエコサポート事業

^{※16} リフューズ（ごみとなるものの拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生使用）運動。

施策 2-6

水道・排水処理の充実

・現状と課題・

水道は、健康で快適な住民生活と活力ある産業活動に一日も欠かせない重要な社会基盤であり、平常時はもとより、災害時等においても安定的な給水が求められています。

本市の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業によって構成され、平成28年4月現在の給水人口は37,908人、普及率は99.2%となっています。

本市ではこれまで、水道事業の総合的な指針である水道ビジョンに基づき、水源の確保をはじめ、各種水道施設の整備や管理・運営体制、給水体制などの充実に努めてきました。

しかし、昭和40年代前後に建設された施設の多くが更新の時期を迎えており、対応が必要となっているほか、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、自然災害に強いライフラインとしての施設の充実が求められています。また、給水人口の減少に伴う減収を踏まえた効率的な事業運営も必要となっています。

このため、今後は、水道ビジョンに基づいて平成28年度に策定した上水道基本計画（送配水・老朽管更新・耐震化）に沿って施設整備等を計画的に推進し、持続可能な水道事業の実現を図り、これまで以上に安全でおいしい水を安定的に供給していく必要があります。

また、生活排水対策は、河川等の公共用水域の水質汚濁の防止や美しく快適な居住環境の確保、さらには循環型社会形成への貢献など、重要な役割を担っています。

本市では、吉野町の一部地域で農業集落排水施設が整備されているほか、浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水の処理を進めています。

生活排水対策は、豊かな自然環境の保全や美しく快適な環境づくり、若者の定住促進のために欠かせない事業であり、汚水処理計画に基づき、計画的、効率的に事業を推進していく必要があります。

2-6-1. 水道の運営基盤の強化

運営基盤の強化を図るため、有効率の向上による経営の効率化、施設・設備規模の適正化や長寿命化などによる財務体質の強化、水道技術者の育成・強化などを進めます。

2-6-2. 安心・快適な給水の確保

安心・快適な給水の確保を図るため、定期的な調査による水源の保全、水質検査計画に基づく水質監視による水質管理体制の強化などを進めます。

2-6-3. 災害対策などの充実

災害に強い水道施設の構築を図るため、水道施設の耐震診断・耐震化、応急給水拠点の整備などによる安定給水の確保、危機管理マニュアルの策定による危機管理体制の整備などを進めます。

2-6-4. 給水サービスの充実

市民満足度の高い給水サービスの提供を図るため、利便性の向上や事業状況の情報公開・共有に向けた取り組みを進めます。

2-6-5. 環境・エネルギー対策の推進

環境負荷の少ない水道事業を推進するため、CO₂排出量の低減に向けた設備機器仕様の適正化や、施設の統廃合による効率のよい施設運営を行います。

2-6-6. 生活排水対策の計画的推進

汚水処理計画に基づき、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業など、各地域の条件に応じた新たな整備手法を検討・導入し、計画的、効率的に事業を推進します。

2-6-7. 汚水処理施設の適正管理

老朽化が進む農業集落排水施設の適正な管理・運営、長寿命化を図るとともに、関係機関との連携のもと、合併処理浄化槽の適正な維持管理についての広報・啓発活動を推進します。



▲ 市場高区配水地

施策 2-7 公園・緑地の充実

・現状と課題・

公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションの場、健康づくり・交流・いこいの場、子どもの遊び場、さらに災害時の避難場所となる重要な施設ですが、全国的に老朽化した遊具等の利用による事故が発生し、安全対策の強化が求められています。

本市は、讃岐山脈を背に、吉野川をのぞむ、緑輝く森林とuringおいあふれる水辺空間に包まれた豊かな自然を誇るまちであるとともに、「土柱高越県立自然公園」や「金清自然公園」、「奥宮川内谷県立自然公園」などを有し、自然の緑や水に親しめる場は数多くあります。

しかし、市民の生活に身近なスポーツ・レクリエーションの場、健康づくり・交流・いこいの場、子どもの遊び場としての公園の整備状況は十分とはいえない状況にあります。また、既存公園施設・設備の老朽化への対応や、管理体制の充実なども課題となっています。

このため、身近な公園の整備に努めるとともに、既存公園の施設・設備の整備充実や市民との協働による管理体制の充実、さらには市一体となった緑化、花づくりを推進し、水と緑に包まれた快適でuringおいのある環境づくりを進めていく必要があります。

2-7-1. 公園・緑地の整備・改修

- ① 市民の身近なスポーツ・レクリエーションの場、健康づくり・交流・いこいの場、子どもの遊び場、防災空間を確保するため、身近な公園の整備を検討します。
- ② 安全性の確保と利用率の向上に向け、老朽化した既存公園施設・設備の点検・改修を計画的に進めます。

2-7-2. 公園・緑地の管理体制の充実

地域住民や市民団体等による公園・緑地の維持管理活動を促進し、協働による管理体制の充実に努めます。

2-7-3. 花とみどりのまちづくりの推進

花とみどりのまちづくりをさらに進めるため、公共施設の緑化を図るとともに、市民の自主的な緑化運動、花づくり運動を促進します。



▲ 土柱そよ風広場



▲ 市場公園

第3章

人が輝き合う阿波

施策 3-1 学校教育の充実

・ 現状と課題 ・

近年、少子高齢化やグローバル化、情報化の急速な進展、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、社会情勢は急激に変化しています。これらに伴い、子どもたちを取り巻く教育環境も大きく変化し、教育課題も山積しています。このため、教育に関するこれまでの取り組みの成果や課題を検証しながら、学校・家庭・地域がそれぞれの責任や役割を明確にし、連携し、未来を担う人材を育成する教育施策を推進していくことが求められています。

本市ではこれまで、市の将来を担う人材を育成するため、学校・家庭・地域が一体となり、豊かな学びの環境を充実し、子どもたちが伸び伸びと育ち、未来を切り拓く力を身につける教育活動を進めてきました。特に、学校教育においては、幼児教育の充実に努めてきたほか、小・中学校では、知育・徳育・体育・食育を重視した人間力の向上を図るための教育活動を実施してきました。また、学校施設の耐震改修を進めるとともに、子どもたちの安全・安心を確保する対策や教育機器の導入などを進め、積極的に教育環境の整備に努めてきました。

これらの取り組みについては一定の成果は得られたものの、さらに切れ目のない子育て支援の推進をはじめ、保育・教育の成果を次の学年・校種につなげる取り組みの推進、子どもたちの主体的な学習活動の促進、学校施設の定期的な改修、長寿命化などの課題も明らかになりました。

このような中、本市では、平成28年3月に、次代を担う人材を育成するため、第1次教育振興計画（後期計画）を策定しました。

今後は、この計画に基づき、学校施設の計画的整備や安全・安心で快適な環境づくりを進めるとともに、「食育を基盤にした、知・徳・体の調和のとれた生き抜く力の育成」を目指し、子どもたちが「生きる喜び」や「学ぶ楽しさ」を味わえるような魅力ある教育活動を展開していくことが必要です。そのためにも、本市の「強み」を生かしたこれまでの教育施策を継承しつつ、生きる上での基本となる食育をはじめ、英語教育や体験学習を重視した教育活動、ICTを活用した学習活動の推進、特別支援教育の充実、高等学校との連携強化など、総合的な取り組みを進めていく必要があります。

ます。

・取り組み方針・

3-1-1. 学校施設の整備

- ① 小・中学校施設の長寿命化や幼稚園園舎・校舎・屋内運動場のバリアフリー化、教室への空調設備の導入を計画的に進めます。
- ② 全小・中学校のタブレット型パソコンや教育機器のメンテナンスを順次行うほか、その他の設備や教材・教具についても時代に即した教育の実践に必要な整備・充実を図ります。

3-1-2. 「生き抜く力」と「郷土愛」の育成を重視した教育内容の充実

- ① 幼稚園教育要領に基づき、発達や学びの連続性を踏まえた教育の充実、子育て支援の充実を図るとともに、長期的な観点から、認定こども園への移行を目指した取り組みを推進します。
- ② 食育を基盤にした、知・徳・体の調和のとれた生き抜く力を身につけた児童・生徒の育成を目指し、英語活動や体験活動の充実、小・中学校の連携強化、ICTを活用した授業の促進、国際理解教育・情報教育・キャリア教育^{※17}・環境教育・道徳教育・人権教育の充実、体力向上に関する取り組みの強化を図ります。
- ③ 郷土を愛し、郷土に戻り、郷土をつくる人材の育成を目指し、郷土を愛する心を育む教育の充実を図ります。

3-1-3. 家庭や地域との連携・協働

- ① 地域の「ひと・もの・こと」を活用した体験学習や学習活動に積極的に取り組みます。
- ② 学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を果たし、連携しながら子どもたちを育成します。

3-1-4. 心の問題への対応

- ① 不登校やいじめなど心の問題の発生防止と支援体制の強化に向け、スクールカウンセラーやライフサポーター事業を活用し、早期の原因特定や早期対応に努めます。
- ② 学校に登校しにくい児童・生徒の学校復帰を目的とした「阿波っ子スクール」の活用や、不登校問題対策協議会やいじめ問題対策連絡協議会等による支援体制の充実など、関係機関の連携強化を図ります。

※17 職業に関する知識や技能、進路を選択する能力を育てる教育。

3-1-5. 特別支援教育の充実

- ① 特別支援教育の一層の充実と円滑な推進に向け、特別支援連携協議会を中心に、教育現場の意見を十分に踏まえた上で、一人ひとりのニーズに合った支援体制の強化に努めます。
- ② 支援を必要とする幼児・児童・生徒の実態に応じた学習環境の整備、特別支援教育に関する教職員の意識や指導力の向上を図ります。

3-1-6. 安全対策の強化

家庭や地域、関係機関と連携しながら、地域全体で子どもたちの安全を確保する体制の強化に努めるとともに、命の尊さを学ぶ教育や子どもたち自らが危険予測能力や危険回避能力を身につける防災・防犯教育を推進します。

3-1-7. 学校給食における地産地消の推進

学校給食地産地消推進計画に基づき、JA等の関係機関と連携し、学校給食における地場農産物の継続的な利用に努めます。

3-1-8. 幼・認定こども園・小・中・高等学校の連携強化

幼・認定こども園・小・中・高等学校の連携強化のための体制づくりに努めるとともに、校種を越えた研修会・研究会への教職員の参加を促進します。



▲ ICT授業風景



▲ 学校給食

施策 3-2

食育の充実

・現状と課題・

食育とは、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが求められています。

本市では、子どもたちが豊かな人間性を育み、「生き抜く力」を身につけていくためには、何よりも「食」が重要であるという認識に立ち、学校教育目標を「食育を基盤にした、知・徳・体の調和のとれた生き抜く力の育成」とし、学校給食を「生きた教材」として活用した給食指導や、保健体育や家庭科の中で食育の視点を生かした指導を行っているほか、総合的な学習の時間では、食育をテーマとし、保護者や地域と連携した農業体験を行うことにより、「食」に関する正しい理解や、食事に至るまでには多くの人々の苦勞や努力があることを学んでいます。

また、農業分野においても、これまでの「大人から子どもへ」の食育に加え、「子どもから子どもへ」、そして「子どもから大人へ」という食育の形を創造し、子どもたちが楽しみながら野菜・果物にふれ、その魅力を友達に伝えていくこと、また野菜嫌いを克服し、健康な心と体を養うことを目的に、キッズ野菜ソムリエの育成などの取り組みを進めており、平成28年7月現在、本市には266名のキッズ野菜ソムリエが誕生し、育成人数において日本一の自治体となっています。

さらに、健康づくりの視点からも、生活習慣病予防を目的に、「健康」と「食」の2点に重点を置き、市民全体の健康づくりを総合的にとらえた健康増進計画・食育推進計画の策定のもと、各世代に応じた、よりよい食習慣の形成に向けた取り組みを進めています。

こうした食育は、市民一人ひとりの健康な体と心を培い、豊かな人間性を育む上で、また県下有数の農業のまちとしての特性を生かした独自の誇りうるまちづくりを進める上で、極めて重要なものであることから、関係機関との連携や、各部門相互の連携を強化し、すべての市民に対する食育を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

3-2-1. 幼稚園・認定こども園・学校での食育の推進

学級担任と栄養教諭等が連携し、子どもたちの発達段階に応じた「食」に関する正しい理解や望ましい食習慣の形成に向けた指導に努めます。

3-2-2. 家庭・地域との連携体制の強化

子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、家庭や地域と連携し、郷土の食文化についての学習や農業体験などの体験活動を推進します。

3-2-3. 学校給食センターを活用した食育の推進

学校給食センターにおいて見学会や試食会を実施し、保護者や市民の学校給食への理解を深め、食育の推進に努めます。

3-2-4. 野菜ソムリエの育成

野菜ソムリエやキッズ野菜ソムリエのさらなる育成に努め、その活動を通じて「食」に関する知識や「食と農」の関係について広く普及を図るとともに、本市農業の魅力の発信に努めます。

3-2-5. 生活習慣病予防のための食育の推進

- ① 特定健康診査やマタニティクラス、乳幼児健康診査など、様々な機会を通して栄養指導や相談等を行います。
- ② 食生活の改善を中心とした地域の健康づくり活動を行っているヘルスマイトへの助言や指導など活動支援を行い、健康づくりを促進します。



▲ 野菜ソムリエ

施策 3-3 生涯学習の充実

・現状と課題・

少子高齢化やグローバル化、情報化の進展など、急速な社会情勢の変化に対応するため、一人ひとりがいきいきと自己実現を図りながら、その学習成果を適切に活用して社会参画するといった、個人の自立や地域社会の共助に向けた取り組みが求められています。

国では、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の実現を目指し、生涯学習の振興に取り組んでいます。

本市では、市民の学習ニーズに応えるため、公民館事業や生涯学習事業として、幼児から高齢者までの各段階に応じた様々な講座・教室を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成等に努めています。

このような中、各種団体や地域住民による自主的な学習活動が活発に行われていますが、社会情勢の急速な変化に伴いますます多様化、高度化する学習ニーズへの対応が大きな課題となっています。また、各種講座等への参加者の固定化や、関連施設の老朽化等の問題もみられ、学習環境のさらなる充実が求められています。

このため、今後は、第1次教育振興計画（後期計画）に基づき、市民にとってわかりやすい生涯学習体系の確立をはじめ、図書館や公民館、交流防災拠点施設「アエルワ」などの生涯学習関連施設の整備充実・機能強化に努める必要があります。また、市民ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備と提供等を行い、市民一人ひとりが自発的意思に基づいて学び、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる学習環境づくりを進めていく必要があります。

・ 取り組み方針 ・

3-3-1. 生涯学習施策の体系化

市民に生涯学習活動の意義が深く浸透するよう、毎年度の生涯学習施策を体系的にとりまとめます。

3-3-2. 生涯学習関連施設の整備充実・機能強化

図書館や公民館、交流防災拠点施設「アエルワ」などの生涯学習関連施設について、安全で利用しやすい環境づくり、市民満足度の向上に向け、施設・設備の整備充実及び機能強化を図ります。

3-3-3. 指導者・ボランティアの育成・確保と活用

人材の活用を進めるため、養成講座の開催とともに、生涯学習に関する講師団の結成、各種団体との協働によるボランティア登録制度の構築を図ります。

3-3-4. 学習情報の提供

社会情勢や市民の求める学習ニーズを継続的に把握し、関係機関と協力しながら生涯学習情報の適切な提供を行います。

3-3-5. 特色ある生涯学習プログラムの整備・提供

学習活動体系に基づき、地域資源と人材を最大限に活用しながら、各年代にふさわしい魅力的で多様な学習講座を提供します。

3-3-6. 関係団体の育成

社会教育団体及び学習団体・サークルの活動の活性化に向け、指導・助言や事例紹介、情報提供、団体同士の交流の支援に努めます。



▲ 生涯学習講演会

施策 3-4 スポーツの振興

・現状と課題・

スポーツは、心身の鍛練や健康増進に役立つだけでなく、日常生活を充実させるとともに地域に活力をもたらすものであり、豊かな生活を実現するものとして、大きな役割を担っています。

国では、平成23年度に制定されたスポーツ基本法を踏まえ、また平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、平成27年度にスポーツ庁を創設し、国や自治体をはじめとする関係者が一体となってスポーツ立国を実現していくこととしています。

本市のスポーツ活動は、体育協会やスポーツ推進委員会を中心に展開されており、各種のスポーツ大会・教室等が開催されているほか、体育協会加盟のスポーツ団体やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等が様々なスポーツ活動を活発に展開しています。市では、これら市民主体のスポーツ活動の支援や、スポーツ施設の整備充実をはじめ、スポーツの一層の振興に向けた環境づくりに努めています。

近年、健康・体力づくりに対する関心はますます高まってきています。さらに、平成32年に東京オリンピック・パラリンピック開催が決定した今、本市でも機運の醸成に取り組むとともに、選手の育成や支援、市民による応援団づくりなどに取り組むことで、スポーツによる感動と喜びを共有し、市民のスポーツ活動の活性化を図る必要があります。

また、増大・多様化の傾向にある市民のスポーツニーズに対応した施設面の充実が求められているほか、参加者の固定化や子どもの体力低下などの状況もみられ、ニュースポーツの普及や子どものスポーツ振興をはじめ、すべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、今後は、第1次教育振興計画（後期計画）に基づき、スポーツ振興に関する市民の意識・期待を把握し、市民と行政で連携・協働を進めながら、市民のスポーツに取り組む意欲の醸成と環境づくりを進めていくことが必要です。

3-4-1. スポーツ振興施策の体系化

すべての市民がスポーツに関わりながら充実した生活を送れるよう、スポーツの習慣化、子どもの体力向上、地域に根ざしたスポーツ環境づくりを重点に、各年度の事業を体系的にとりまとめます。

3-4-2. スポーツ施設の整備充実・有効利用

- ① 老朽化の状況や市民ニーズの変化等を踏まえ、各スポーツ施設の整備充実を図り、有効利用を進めます。
- ② 交流人口の増加と市の活性化に向け、既存のスポーツ施設や日本陸上競技連盟公認のハーフマラソンコースを活用し、市外の運動部等の合宿の受け入れを推進します。

3-4-3. スポーツ団体、指導者の育成

- ① スポーツを通じた新たな地域社会の形成がさらに進められるよう、総合型地域スポーツクラブの安定した運営を支援します。
- ② 体育協会加盟の各種団体と連携し、ジュニア期からの一貫した指導体制の整備と指導者の資質向上、意欲と行動力のある若手指導者の育成、地域におけるジュニアスポーツリーダーの養成を行います。

3-4-4. 幅広いスポーツ活動の普及促進

- ① 平成32年に開催が決定した東京オリンピック・パラリンピックに向け、機運の醸成や選手の育成・支援、市民による応援団づくりなどに取り組むことで、市民のスポーツ活動の活性化を図ります。
- ② ニュースポーツの振興に向け、学校、老人会、子ども会、各種団体などへのスポーツ推進委員の派遣、総合型地域スポーツクラブとの連携により、ニュースポーツを体験できる場を積極的に創出します。
- ③ スポーツ少年団活動の活発化と競技人口の増加を目指し、学校体育、食に関する教育、さらには健康教育との連携を図りながら、競技力向上はもとより、子どもや保護者の地域活動の促進に取り組みます。



▲ 阿波シティマラソン

施策 3-5 文化芸術の振興

・ 現状と課題 ・

文化芸術は、創造性を育み、心豊かな社会を形成するものであり、住民生活の向上や地域活性化に重要な役割を果たしています。

本市では、文化協会をはじめとする各種文化団体が中心となって、様々な文化芸術活動が活発に行われています。市では、これら市民主体の文化芸術活動の活性化を支援しているほか、文化祭をはじめとする文化行事を展開し、文化芸術の振興に努めています。

しかし、各種活動への参加者の固定化や指導者不足といった状況もみられることから、今後は、交流防災拠点施設「アエルワ」等を活用し、市民が気軽に文化芸術にふれ、市民同士が交流しながら活動することができる環境づくりを一層進めていく必要があります。

また、本市には、国指定重要文化財「切幡寺大塔」や国指定天然記念物「野神の大センダン」、「阿波の土柱」をはじめ、有形・無形の貴重な文化財が数多くあり、平成29年4月現在、国・県・市指定の文化財は合計71件にのぼります。

本市では、これらの文化財の保存・活用等を進めているほか、歴史館等において展示・公開しています。また、市内300箇所にあつた遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の保護や発掘調査等にも努めています。

文化財は、市民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本市の歴史や文化、風土を内外に発信する上で重要な役割を担っていることから、これらを大切に守り、生かしていく取り組みが求められています。

このような状況を踏まえ、今後は、第1次教育振興計画（後期計画）に基づき、市民主体の文化芸術活動の活発化を促進する環境づくりや、文化財の適正な保存・活用、歴史館等の整備充実・有効利用等に努め、歴史・文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

・ 取り組み方針 ・

3-5-1. 文化団体、指導者の育成

- ① 市民主体の活動を活性化するため、文化協会を中心とした各団体の活動を支援します。
- ② 文化協会に加入している団体の中から、指導者やボランティアを確保できるよう、文化協会に働きかけ、幅広く人材を求めます。

3-5-2. 文化芸術の鑑賞・発表機会の充実

文化協会加入団体と連携し、交流防災拠点施設「アエルワ」の活用を中心に、文化芸術の鑑賞・発表機会のさらなる拡充に取り組みます。

3-5-3. 文化財の保存・活用

- ① 文化財保護の意識を市全体に広めていくため、文化財保護体制と調査研究体制の充実を図るとともに、文化財に関する普及活動の充実を図ります。
- ② 本市が誇る国指定天然記念物「阿波の土柱」について、保存管理計画に基づき、適切な管理を推進します。

3-5-4. 歴史館等の整備充実・有効利用

本市の歴史・文化研究拠点としての機能拡充に向け、現行の2館体制を維持し、収蔵資料の保管状況の改善や定期的な企画展の開催など有効利用を図ります。



▲ 交流防災拠点施設「アエルワ」



▲ 文化祭

施策 3-6 青少年の健全育成

・ 現状と課題 ・

少子化や核家族化の進行等による家族形態の変化、携帯電話やスマートフォンの普及など情報化の進展等に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、規範意識の低下や犯罪の低年齢化、ささいなことで激高する子どもや引きこもりの増加、インターネットを通じたトラブルや犯罪被害の発生など、全国的に青少年をめぐる様々な問題が深刻化しています。

本市では、青少年育成センターが中心となり、市内の防犯等に向けた取り組みや街頭補導、環境浄化活動、健全育成活動、自立支援活動などを実施しているほか、青少年健全育成市民会議を設置し、啓発活動の推進や自然体験講座の実施をはじめとする青少年の健全育成に向けた各種の活動に取り組んでいます。

また、平成24年度に市内に設置された広域的な就労支援機関である「あわ地域若者サポートステーション」と連携し、就労支援にも取り組んでいます。

本市においては今後、15歳の壁といわれる義務教育終了後の居場所をどう確保するか、また18歳の壁といわれる行政による支援が薄れてくる世代、さらには成人の引きこもりをどう支援していくかが課題となってくるため、年齢階層で途切れさせない縦のネットワークの構築が必要となります。

・ 取り組み方針 ・

3-6-1. 健全育成体制の充実

青少年育成センターを中心に、関係機関との連携強化を図り、地域全体で子どもや家庭を支援できる体制づくりを進めるとともに、年齢階層で途切れさせないネットワークを構築します。

3-6-2. 健全な社会環境づくりの推進

青少年健全育成にかかる諸活動の充実を図り、青少年をめぐる環境点検と有害環境の浄化、特にネット犯罪の防止に努めるとともに、学校・警察・関係団体との情報交換を緊密にし、補導活動を行います。

3-6-3. 家庭の教育機能の向上

青少年の健全育成に最も重要な役割を果たす家庭の教育機能の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会の提供や広報・啓発活動を行います。

3-6-4. 青少年の体験・交流活動の充実

多様な体験や人間関係をとおして豊かな人間性や郷土愛を育むため、本市の自然や産業などの地域資源を最大限に活用し、青少年の体験・交流活動の充実を図ります。

3-6-5. 青少年団体、リーダーの育成

子ども会やスポーツ少年団の活動支援を行うとともに、指導者講習会を実施し、リーダーの育成を図ります。



▲ 青少年健全育成講演会

施策 3-7 国際化への対応

・現状と課題・

人・物・情報の交流が世界的な規模で急速に進み、産業・経済から身近な住民生活に至るまで、あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、国際社会及びわが国を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中、本市では、ALT^{※18}や英語指導教員の活用等により、学校教育における英語活動に力を入れているほか、生涯学習講座における英会話教室などを開催し、国際感覚豊かな人材の育成を積極的に進めています。

今後、国際化が一層進展する中、また外国籍の人々が増加する中で、国際化に対応したまちづくりが一層重要なものになってくることが予想されます。

このため、今後は、第1次教育振興計画（後期計画）に基づき、国際感覚豊かな人材の育成をはじめ、国際化のさらなる進展を見据えた具体的な取り組みを進めていく必要があります。

※18 外国語指導助手。

3-7-1. 国際感覚豊かな人材の育成

- ① 外国人とのコミュニケーション能力を持ち、異文化を理解することができる人材の育成に向け、幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校を通じた英語活動の一層の充実を図ります。
- ② 市民ニーズを踏まえながら、外国語講座を開催します。
- ③ 国際交流に関係する団体の活動を支援し、市民と諸外国都市との交流活動や、市民と市内に住む外国人との交流活動等を促進します。
- ④ 日独スポーツ指導者育成交流事業など、国・県等の各種国際交流事業への市民の参加を促進します。

3-7-2. 国際化に対応した環境整備

外国人が住みやすく訪れやすい環境づくりに向け、案内表示や刊行物の外国語併記などについて検討していきます。



▲ A L T 授業風景

第4章

豊かで活力ある阿波

施策 4-1 農業の振興と森林の保全

・ 現状と課題 ・

農業をめぐる情勢が厳しさを増す中、わが国では、平成26年度に、食料・農業・農村に関する4回目の基本計画となる食料・農業・農村基本計画を策定し、平成37年度の食料自給率を45%と設定し直し、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪とした農政改革を進めています。

本市は、地味肥沃な土壌と温暖な気候などを生かし、高品質な農産物が産出され、関西の台所といわれている、県内有数の農業地域です。

この農業を維持・発展させていくため、平成22年度に策定した農業振興計画に基づき、各種施策・事業を推進してきました。

しかし、平成27年の農林業センサスによると、農家総数は3,636戸、そのうち販売農家は2,409戸で、前回（平成22年）と比較すると10%以上減少しており、経営耕地面積も減少しています。

また、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、有害鳥獣による被害の増加、農産物の国際競争の激化、食料に対する消費者ニーズの多様化、価格の低迷など、農業を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。

このような中、本市の基幹産業である農業を今後も維持・発展させていくためには、地域の特性を生かした農産物の生産・高付加価値化による「阿波市ブランド」の形成や「地産地消」の促進、担い手の育成、法人化の促進や集落営農組織の育成など、多面的な農業振興施策を一体的に推進し、県内有数の農業地域で育まれる「活力ある阿波市農業」の実現を目指す必要があります。

一方、森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止、快適環境の形成など、多面的な機能を持ち、人々の生活と密接に結びついています。

本市には、北部一帯に森林が広がっていますが、生産手段としての活用はほとんど行われていません。

今後は、森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林の保全・育成等に努める必要があります。

4-1-1. 第2次農業振興計画の策定

実情に即した農業振興施策を総合的、計画的に進めるため、第2次農業振興計画を策定します。

4-1-2. 地域特性を生かした農産物の生産

- ① 本市で生産される農産物を「阿波市ブランド」商品として形成し、アピールすることにより認知度を向上させ、販路の拡大、販売促進を図ります。
- ② 環境との調和に配慮しつつ、安全・安心な農産物の生産を促進します。
- ③ 農業経営の法人化や集落営農を促進するなど、生産の効率化に向けた取り組みを推進します。
- ④ 畜産の振興に向け、効率的かつ安定的な経営や飼料作物の自給率向上に向けた取り組み、また家畜伝染病予防対策の強化等を進めます。

4-1-3. 農用地の保全

- ① 農林産物に大きな被害を与えるイノシシ、サル、シカ、カラスなどの有害鳥獣の対策を推進します。
- ② 耕作放棄地について、関係機関と連携した調査・指導を推進し、発生防止及び解消に努めます。

4-1-4. 農業生産基盤の整備

- ① 吉野川北岸農業用水関連施設の整備充実及び維持管理体制の強化、農道や農業用排水施設等の計画的整備、農地や農業用水を保全する地域ぐるみの共同活動の支援などにより、農業生産基盤の整備充実に努めます。
- ② 生産効率を高めて生産量を拡大するため、担い手等への農地の利用集積、面的集積を促進します。

4-1-5. 多様な担い手の育成

- ① 関係機関との連携のもと、支援体制を強化し、新規就農者、地域農業を担う認定農業者、農業生産法人の育成・確保を図ります。
- ② 地域での取り組み体制の整備や人材育成の支援等を進め、今後の地域農業の担い手として期待されている集落営農組織の育成・充実を図ります。
- ③ 小規模農家に対する経営規模の拡大や経営の安定化を促す取り組みを進めるほか、女性や高齢者が能力を十分に発揮できる体制や環境の整備を促進します。

4-1-6. 交流と協働の促進

- ① 市内の商業施設・観光施設や学校・福祉施設等と連携し、各種PR活動等の強化を図ります。
- ② 農商工が連携し、新たな商品やサービスの開発・提供・販路の拡大を進めます。
- ③ 市民等の参画・協働による食育の推進など、地域の食材・食文化への理解を深め、地産地消の取り組みを進めます。

4-1-7. 森林の保全・育成と活用

- ① 森林の持つ多面的な機能が持続的に発揮されるよう、森林組合を中心とした適正な森林管理・整備の促進、市民や民間企業等との協働による森林・里山の保全・育成に努めます。
- ② 自然体験や木工体験など、森林空間の有効活用に努めます。



▲ 阿波市特産品認証マーク



施策 4-2 商工業の振興

・現状と課題・

大規模なショッピングモールの進出やネットショッピングの普及等を背景に、全国的に既存商店街の衰退が進み、その活性化が大きな課題となっています。

本市の商業の状況は、平成26年の商業統計調査によると、卸売業、小売業を合わせた商店数は250店、従業者数は1,329人、年間商品販売額は241億円となっており、7年前の平成19年と比較すると、商店数・従業者数・年間商品販売額ともに大幅に減少しています。

本市の商業は、各地区に点在する小規模な商店と、主要地方道鳴門池田線沿線に立地する商業施設を中心に展開されていますが、既存商店街においては、郊外型の大型店の進出や消費者ニーズの多様化、高度化等の中で、購買力の流出が勢いを増し、高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このため、商業振興の核となる商工会の育成・支援を行いながら、商店個々の経営の安定化・活性化や市民の消費ニーズに即した商品・サービスの充実等を促進していく必要があります。

一方、工業の振興は、地域全体の活力の向上や雇用の場の確保に直結するものとして、地域活性化に大きな役割を果たしています。

本市の工業の状況は、平成26年の工業統計調査によると、製造業の事業所数（従業者4人以上）は82事業所、従業者数は2,262人、製造品出荷額等は427億円となっています。

本市ではこれまで、既存企業の育成等に努めてきましたが、製造品出荷額等は増加しているものの、事業所数、従業者数は減少傾向にあり、商業と同様に、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このため、商工会との連携のもと、既存事業所の経営の安定化・活性化を促進していくとともに、新規創業や新産業・新商品の開発等に向けた取り組みを一層積極的に進めていく必要があります。

4-2-1. 商工会の育成

商工業の振興に向けた各種活動の一層の活発化を促進するため、商工会の育成・支援を行います。

4-2-2. 商工業経営の安定化・活性化の促進

- ① 商工業経営の安定化に向け、各種融資制度の周知と活用を促進します。
- ② 商工会の活動等を通じ、経営の改善や後継者の育成、空き店舗対策、地元商店街ならではの地域に密着したサービスやインターネットを活用したサービスの展開、イベントの開催など各種販売促進事業の展開等を促進します。

4-2-3. 新規創業、新産業開発等の促進

商工会をはじめ、県等の関係機関・団体との連携のもと、新規創業や新たな産業・特産品等の開発を支援する取り組みを進めます。



▲ 納涼祭

施策 4-3 観光の振興

・ 現状と課題 ・

健康や田舎回帰を志向する人々が増加し、食や癒し、地元の人々とのふれあいを求める傾向が強まるなど、観光ニーズはますます多様化してきているほか、インバウンド^{※19}が急増しており、観光地には、こうした動向に柔軟に対応した、戦略的な取り組みが求められています。

本市には、国の天然記念物である「阿波の土柱」や4つの「四国霊場札所」をはじめ、「天然温泉御所の郷」や「阿波土柱の湯」などの温浴施設、「柿原堰」、「吉野ウォーターパーク」、「道の駅どなり」、さらには県立自然公園やゴルフ場、イベント・祭り、特産品等々、人々を癒す観光・交流資源があり、訪れる観光客は、年間約90万人にのぼります。

しかし、日帰り客がほとんどを占めているほか、数多くの観光・交流資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤としての活用状況は必ずしも十分とはいえません。

今後は、こうした状況を踏まえ、観光協会の育成・支援を行いながら、既存観光・交流拠点の整備充実、ネットワーク化をはじめ、滞在型の癒しの郷づくり、リピーター^{※20}の増加に向けた多面的な取り組みを進めていく必要があります。

※19 訪日外国人旅行。

※20 繰り返し訪れる人。

・ 取り組み方針 ・

4-3-1. 観光協会の育成

観光の振興に向けた各種活動の一層の活発化を促進するため、観光協会の育成・支援を行います。

4-3-2. 観光・交流拠点の整備充実

「阿波の土柱」周辺の“ふれあいゾーン”、市役所周辺から「金清自然公園」周辺の“もてなしゾーン”、「宮川内谷川」周辺の“健康づくりゾーン”の3つのゾーンにおいて、既存施設の整備充実・機能強化を計画的に進めていきます。

4-3-3. イベントの活用

「納涼祭」や「空海の道ウォーク」、「御所たらいうどん 阿波小麦フェア」のほか、市民グループ等により実施されている各種イベントを生かした観光の振興を図ります。

4-3-4. 広域観光体制の充実

県や周辺自治体との連携を強化し、広域観光ルートづくりや広域的な集客活動の展開を図ります。

4-3-5. 観光PR活動の強化

観光パンフレット・マップの作成、ホームページの充実、マスコミの活用等を通じ、観光PR活動の強化に努めます。

4-3-6. 農業や歴史・文化等を生かした観光の展開

豊富な農産物を生かした魅力ある特産品や郷土料理等の開発・販売、本市ならではの歴史・文化等を生かした着地型観光^{※21}の展開等を促進します。



▲ 御所のたらいうどん



▲ 遍路の旅

※21 旅行の着地点となる地元主導で企画・実施する観光。

施策 4-4 雇用対策の推進

・ 現状と課題 ・

近年、わが国の雇用情勢は、有効求人倍率^{※22}が上昇傾向にあるなど、着実に改善が進んでいます。

また、徳島県においても、全国的傾向と同様に、雇用情勢は改善してきていますが、地域間の格差が大きく、本市においては、有効求人倍率が県平均よりも大幅に低く、求人数が求職者数を下回る状況が続くなど、雇用情勢は非常に厳しく、地域雇用の開発をはじめとする雇用対策の推進が大きな課題となっています。

このため、今後は、これまでの各種産業振興施策の推進に加え、新たな企業の誘致等を積極的に行い、雇用の場の確保を目指すほか、関係機関との連携のもと、情報提供や相談をはじめ、若者の地元就職やU・I・Jターン^{※23}の促進につながる取り組みを進めていく必要があります。

※22 ハローワークに登録している求職者に対する、求人を募集している企業からの求人数の割合。

※23 Uターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Iターンは出身地に関わらず住みたい地域へ移り住むこと。Jターンは出身地から地域外へ出た後に出身地以外の近隣地へ戻ること。

4-4-1. 企業誘致等による雇用の場の確保

新たな雇用の場の確保に向け、オーダーメイド型^{※24}の企業誘致の推進や、市内における企業等の立地に適した未利用の土地及び建物を活用した企業誘致施策を検討し、新規企業の立地を促進します。

4-4-2. 雇用促進に向けた取り組みの推進

- ① ハローワークや県労働部局等の関係機関、市内事業所等との連携のもと、就職に関する情報提供や相談、職業能力の開発に関する支援を推進します。
- ② U・I・Jターン者等の雇用を促進するため、各種助成制度や奨励金制度の活用を図ります。
- ③ 市職員の採用において、U・I・Jターン者の採用枠の確保を図ります。



▲ 土成工業団地

^{※24} 企業の規模や業種を限定せずに、進出を希望する企業に合わせて土地や周辺環境を整備していくこと。

第5章

明日への基盤が整った阿波

施策 5-1

計画的な土地利用の推進

・ 現状と課題 ・

土地は、人々の生活や産業活動などの共通の基盤であるとともに、現在及び将来にわたって限られた貴重な資源であり、高度かつ有効に利用していくことが求められます。

本市は、阿讃山脈の南麓に広がる総面積191.11km²のまちで、北部一帯の山間地域と、北から南へ流れる河川の扇状地及び吉野川沖積地からなる南部の平坦地域で構成されています。

これまでの土地利用の推移をみると、農用地面積が徐々に減少し、宅地面積が増加していく傾向にあります。

このような状況の中、高品質な農産物を供給する県下有数の農業のまちとして、優良農地を保全・活用していくとともに、地球規模で環境保全が求められる中、豊かな自然環境・景観や森林の保全に努めることが課題となっています。しかし一方では、便利で快適な市街地環境の整備や市本庁舎周辺をはじめとする拠点の形成、観光・交流基盤の整備など、定住・交流人口の増加や利便性の向上等に向けた土地利用を進めていくことも重要な課題となっています。

このため、今後は、平成23年度に策定した国土利用計画の見直し及び関連計画等の総合調整を行い、将来を展望した土地利用の方向性を明確にし、計画的かつ調和のとれた土地利用を進めていく必要があります。

また、本市では、土地利用の高度化、地籍の明確化を図るため、地籍調査事業を実施しています。現在、土成・市場・阿波地区はほぼ完了し、山間部の一部を残すのみとなっていますが、吉野地区については、進捗率は40%程度であり、今後も引き続き事業を推進していく必要があります。

・ 取り組み方針 ・

5-1-1. 土地利用関連計画の見直し・総合調整

- ① 計画的かつ高度な土地利用を推進するため、国土利用計画の見直しを図ります。
- ② 阿波市開発審議会で土地利用関連計画の総合調整を行いつつ、面積要件に当てはまらない土地開発についても助言などを行いながら、土地利用の明確化を図ります。

5-1-2. 適正な土地利用の推進

土地利用関連計画や関連法等についての周知、市条例等の適正な運用により、適正な土地利用を推進します。特に、優良農地の保全及び有効活用に努めるとともに、今後の市民ニーズや財政状況などを勘案し、市本庁舎周辺をはじめとする拠点の形成を計画的に進めます。

5-1-3. 地籍調査事業の推進

土地の適正かつ有効な利用を図るため、調査体制の充実や市民への周知を図りながら、平地部で未完了の吉野地区において、地籍調査事業を計画的、効率的に推進します。

施策 5-2

道路・公共交通の充実

・現状と課題・

道路や公共交通は、住民の日常生活や地域の産業・経済活動を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な社会基盤です。

本市の道路網は、平成28年4月現在、東西方向に走る主要地方道鳴門池田線、南北方向に走る国道318号、主要地方道津田川島線・志度山川線を中心に、国道1路線、県道13路線、市道2,831路線によって構成されています。

また、高速道路として、徳島自動車道が横断し、土成インターチェンジ及び阿波パーキングエリアが設置されています。

本市では、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通量の増加や車両の大型化、そして高齢化が進む中、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められています。また、広域物資輸送拠点施設である市本庁舎及び防災交流拠点施設「アエルワ」等への市内外からのアクセスの向上、東西方向の道路網の充実、南北方向の幹線道路の整備など、全市的な活性化に向けた道路体系の確立が課題となっているほか、環境・景観に配慮したうるおいある道づくりが課題となっています。

このため、今後は、広域的な幹線道路から身近な生活道路に至るまで、市内道路網の計画的な整備に取り組むとともに、安全で環境と人にやさしい道路空間づくりを進めていく必要があります。

また、本市の公共交通機関としては、民間による路線バスが運行されていますが、2路線しかなく、市民の身近な交通手段として、また子どもや高齢者等の交通手段として、十分な状況にあるとはいえません。

現在、本市では、地域公共交通会議を設置し、今後の公共交通について協議を進めているところですが、今後とも、多様化する市民ニーズに対応するため、様々な可能性を視野に入れながら、新たな公共交通を含めた本市にふさわしい公共交通ネットワークの形成について検討していく必要があります。

5-2-1. 徳島自動車道の整備促進

広域的な防災拠点としての機能の強化をはじめ、多様な分野における本市発展の可能性を高めるため、徳島自動車道の4車線化について沿線市町と連携し関係機関に要請していくとともに、平成27年に必要性が確認できる箇所として国による準備段階調査箇所に選定された、スマートインターチェンジの早期実現を関係機関に対し積極的に要請していきます。

5-2-2. 国・県道の整備促進

国道318号の阿波中央橋の改良整備、主要地方道鳴門池田線の歩道整備、県道香美吉野線の改良及び延伸、県道宮川内牛島停車場線のバイパス整備、特に重点要望である市本庁舎へのアクセス道路である県道船戸切幡上板線の改良整備など、国・県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

5-2-3. 市道及び橋梁の整備・維持管理

- ① 国・県道との連携や役割分担、市内地域間の連携強化、市本庁舎へのアクセスの向上等に配慮しながら、幹線市道から身近な生活道路に至るまで、市道網の整備を計画的、効率的に推進するとともに、市民との協働のもと、適正管理、維持補修に努めます。
- ② 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、市内全域の橋梁点検を定期的かつ計画的に実施し、老朽化した橋梁の予防保全的な維持管理を行い、長寿命化を図ります。

5-2-4. 安全で環境と人にやさしい道路空間づくり

道路整備にあたっては、緊急車両・物資輸送車両が支障なく通行できる幅員の確保や、倒壊の危険を最小限に抑えた道路構造物の整備など、大規模災害に対応した道づくりをはじめ、環境・景観の保全と創造などに配慮した環境と人にやさしい道づくりを進めます。

5-2-5. 公共交通の充実

関係機関との連携のもと、現在の市民生活における身近な交通手段や、市民ニーズに対応した新たな公共交通について、地域公共交通会議等による協議や計画等に基づき、市民への周知・啓発を行いながら、交通形態の選択、実証運行の実施、その検証・評価の実施など、具体的な取り組みを進めます。

施策 5-3 情報化の推進

・ 現状と課題 ・

IoTやAIといった新たな取り組みが進められるなど、情報通信環境は急速に向上し続けており、あらゆる分野でICTを利活用する時代が到来しています。

本市では、行政情報の提供をはじめ、テレビ難視聴区域の解消、デジタル放送への対応、超高速通信網によるインターネットの活用、防災情報の伝達などを目的に、市内全域を光ケーブルで結ぶCATV網の整備が完了しています。

また、行政サービスの効率化を図るため、各種システムの導入や更新など、行政内部の情報化にも積極的に取り組み、平成21年度には、県及び県下自治体との共同で電子申請システムを導入したほか、平成27年度には、住民情報システムを共同利用型市町村システムクラウド^{※25}として導入し、大規模災害時等における住民情報の保護などの対策を行いました。

今後、情報化は、自治体経営や地域活性化に欠かせない社会基盤として、あらゆる場面でその重要性が一層高まることが予想されることから、誰もが支障なく利用できる環境づくりや情報の保護に留意しながら、市内全域に整備したCATV網の利活用、行政内部のICT環境の一層の充実を図り、市全体のさらなる情報化を進めていく必要があります。

^{※25} 住民情報や税、福祉などの基幹系システムを複数の市町村で共同利用すること。本市では、佐那河内村と共同利用している。

・ 取り組み方針 ・

5-3-1. CATV網の利活用の推進

- ① 整備した施設の適正な維持管理に努めるとともに、当初導入した各種システムの新システムへの移行や廃止も含め、今後のCATV網の有効な利活用方策について研究を進めます。
- ② 市民のCATVへの加入を促進するとともに、地域情報等を提供する自主放送番組の内容充実、防災情報の伝達のための音声告知器の計画的更新・利活用を図ります。

5-3-2. 行政内部のICT環境の充実

現在運用中のシステムの見直し・充実に加え、県や他自治体との機器の共同調達、システムのさらなる共同利用等による経費の削減に取り組みながら、行政内部のICT環境の一層の充実を図ります。

5-3-3. 情報セキュリティ対策の推進

各種サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ^{※26}対策を推進します。

5-3-4. 誰もが支障なく利用できる情報環境づくり

高齢者や障がい者を含め、誰もが支障なく情報環境を利用することができるよう、市民への情報化に関する学習機会の提供やサポート体制の整備を図ります。



▲ 阿波市ケーブルテレビネットワーク（ACN）

※26 安全・保護。

施策 5-4 住宅施策の推進

・ 現状と課題 ・

快適・安全・安心でゆとりある住宅・住環境の確保は、人々の定住を促進する重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。

本市では、人口減少が加速する中、阿波市開発審議会を設置し、適正な住宅開発の促進に努めるとともに、徳島県産や阿波市産の木材を使用した住宅建築を補助する木造住宅建築推進事業費補助金や、低炭素型社会の形成を図ることを目的とする住宅用太陽光発電システム導入補助金、定住人口の維持・増加、市民の住環境の向上を目的とする定住促進リフォーム補助金を交付し、良質・安全な住宅建設及び改修を促進してきました。

今後、人口減少を抑制していくためには、住宅・宅地の確保は非常に重要な課題となるため、住宅地の形成に向けた取り組みを行うとともに、良質な住宅の建設・改修を促進していく必要があります。

また、市営住宅については、安全及び居住水準の確保、高齢者への対応等の課題を解決すべく策定した市営住宅ストック総合活用計画に基づき、「安全・安心で良質な住宅」を供給するため、住宅の建替を実施し、近隣小規模団地を集約するとともに、住宅の耐久性能の向上のため、屋根の葺替、屋上や外壁の長寿命化改善及び維持管理を年次的に進めてきました。

今後とも、快適で安全・安心な住まいを確保するため、定住促進の視点や福祉的視点も加味しながら、市営住宅の建替・改善等を計画的に進めていく必要があります。

・ 取り組み方針 ・

5-4-1. 新たな住宅地の形成

人口減少の急速な進行を踏まえ、若者の定住や団塊の世代の移住を促進するため、土地利用の総合調整のもと、民間開発の適正な誘導等により、新たな住宅地の形成を進めます。

5-4-2. 良質・安全な住宅建設及び改修の促進

- ① 関係機関や民間事業者の協力を得ながら、高齢者や障がい者に配慮した住宅や地域産材を活用した住宅、省エネルギー型住宅など、多様なニーズや地域特性に即した良質な住宅の建設及び改修を促進します。
- ② 南海トラフ巨大地震等に備え、民間木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する支援を行います。

5-4-3. 市営住宅の整備・活用

市営住宅ストック総合活用計画に基づき、セーフティネット^{※27}の構築はもとより、若者の定住促進や高齢者・障がい者が安心して暮らせる住環境づくりを進めるため、住宅需要や社会情勢を踏まえて住宅整備等の必要性を見直しながら、市営住宅の建替や用途廃止、長寿命化改善、維持管理を計画的、効率的に進めます。



▲ 阿波市営住宅東条団地

※27 真に住宅に困窮する低所得者に的確に居住の安定確保を保障する仕組み。

施策 5-5

定住・移住対策の推進

・ 現状と課題 ・

地方創生の時代が到来し、自治体には、人口減少の抑制に向けた戦略的な取り組みが求められています。

人口減少を抑制し、地方創生を実現していくためには、子どもを生き育てやすい環境づくりや健康で長生きできる環境づくり、住みたくなる安全・安心・快適な生活環境づくり、この地で子どもに教育を受けさせたいと思える教育環境の整備、安定的な所得が得られる仕事の確保など、地域自体の魅力・活力を向上させていくことが必要ですが、これに加え、定住・移住のきっかけとなる、情報発信や相談体制の整備、経済的支援などの直接的なサポートも重要です。

こうした視点に立ち、本市では、平成27年度に策定した総合戦略に基づき、仕事づくりや子育て支援などに関する取り組みのほかに、「新しい人の流れづくり」を目標に、本市の魅力についての情報発信の一層の強化や移住交流支援センターによる総合的な移住の支援、定住・移住に関する経済的支援などを進めつつあります。

今後は、これらの取り組みを積極的に推進し、定住・移住希望者の掘り起しとサポートを進めていく必要があります。

5-5-1. 「阿波市の魅力」の情報発信の強化

広報紙やCATV、ホームページなどの既存媒体における掲載内容の一層の充実、SNSやふるさと納税制度の活用をはじめとする新たな媒体・手段の開拓により、「阿波市の魅力」の情報発信の強化を図ります。

5-5-2. 定住・移住に関する相談・支援の推進

- ① 移住交流支援センターの機能を強化し、移住相談をはじめ、住居の斡旋から就労、就学、子育て、地域との交流など、移住者のニーズに応じた一貫したきめ細かなサポートを行います。
- ② U・I・Jターン者の住居の確保に向け、空き家情報登録制度の充実に努めます。
- ③ 本市の基幹産業である農業への新規就農をパッケージ化した移住促進など、阿波市独自の取り組みを行います。



▲ 移住定住パンフレット

第6章

共に生き、共につくる阿波

施策 6-1

人権尊重社会の確立

・ 現状と課題 ・

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。住民一人ひとりの努力によって、人権が尊重される社会をつくっていくことが重要です。

本市では、平成21年度に策定した人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、人権教育推進協議会をはじめ、国・県・企業などの関係機関・団体と連携しながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対し、広く人権全般を視野に入れ、あらゆる差別の解消に向けた人権教育・啓発を積極的に推進してきました。

このような中、市民の間に人権尊重の意識が浸透しつつあり、本市が行ってきた人権施策は一定の成果を上げています。しかし、今日においても依然として社会生活の様々な局面において、生命・身体の安全にかかわる事象や不当な差別その他の人権侵害がなお存在しています。また、情報化の進展に伴うインターネットによる人権侵害やいじめ事案、高齢化の進行に伴う虐待事案など、人権に関する問題は日々新たな形で発生しています。

このような状況を踏まえ、本市では平成28年度に、人権教育・啓発に関する基本計画を改定しました。

今後は、この計画に基づき、平和で豊かな社会を築き、誰もが人権を尊重し合い、人権文化が創造していくまちを目指し、本市の実情や社会情勢の変化に即した人権教育や啓発活動を継続的かつ効果的に推進していく必要があります。

・ 取り組み方針 ・

6-1-1. 人権教育・啓発推進体制の整備

本市の実情や社会情勢の変化に即した人権教育・啓発を総合的、計画的に進めるため、人権教育推進協議会の充実、関係機関・団体との連携強化を図るとともに、指導者の育成及び組織化を図ります。

6-1-2. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- ① 生涯学習の理念に基づき、家庭、学校、地域社会、職場など、あらゆる場と機会を通じて人権教育・啓発を推進します。
- ② 市職員や教職員、保健・医療・福祉関係者、消防職員など、人権にかかわりの深い職業に従事する人々に対し、人権啓発事業への一層の参加を促すなど、人権に関する理解を深める取り組みを積極的に進めます。
- ③ 女性や子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、犯罪被害者等をはじめとする各人権課題に対する取り組みを積極的に推進します。
- ④ 社会情勢の変化によって生じる新たな人権課題について、広報紙やホームページ等を通じて啓発活動を行っていきます。

6-1-3. 隣保館事業の充実

人権教育・啓発、福祉の向上のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センターとして、隣保館における各種事業の充実及び利用促進に努めます。

6-1-4. 人権相談の充実

安心して相談できるよう、人権擁護委員や関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。



▲ ヒューマンフェスタ人権劇「千の舞い」

施策 6-2

男女共同参画社会の形成

・ 現状と課題 ・

男性も女性も、個人としての尊厳が重んじられ、お互いに人権を尊重し合い、それぞれの個性や資質、能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、女性活躍推進法の成立や男女共同参画基本計画の改定が行われるなど、国における取り組みは新たな段階を迎えつつあります。

本市においても、男女共同参画基本計画の内容について時代に即した改定を行いつつ、意識改革を軸として男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進してきました。「男女がお互いを理解し、支え合うまちづくり」という理念のもと、政策・方針決定過程への女性の参画促進や、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定など、国の方向性と合致する新たな段階への取り組みを行っています。

また、DV^{※28}被害等をできるだけ早期に発見し、関係機関と連携して根本的な解決を図る体制を整え、被害者と関係者が安全に暮らすことができる社会の構築を目指しています。

しかし、家庭や地域、職場では、今なお女性の能力・適性への偏見や固定的な性別役割分担意識が根強く残っているほか、男女が共に社会参画するための環境・条件整備も十分とはいえない状況にあります。

このため、今後とも男女共同参画基本計画に基づき、また実情に即して見直しを行いながら、意識改革の一層の推進をはじめ、男女の社会参画を促進する各種の施策を総合的、計画的に推進していく必要があります。

※28 親しい男女間における暴力や虐待。

・ 取り組み方針 ・

6-2-1. 男女共同参画基本計画及び特定事業主行動計画の見直し

本市の実情に即した取り組みを総合的、計画的に進めるため、男女共同参画基本計画及び特定事業主行動計画の見直しを図ります。

6-2-2. 男女共同参画社会への意識改革の推進

広報・啓発活動や講演会、学校教育・生涯学習など様々な場を通じ、これまでの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等意識の浸透、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革を推進します。

6-2-3. 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- ① 本市の政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるため、審議会や委員会等への女性の積極的な登用、市女性職員の職域の拡大、企業や団体における女性の参画拡大の働きかけを行います。
- ② 学習活動や団体活動を促進し、女性の活躍の場の拡大及びリーダーの育成を支援します。

6-2-4. 労働・雇用における男女共同参画の推進

- ① 男女雇用機会均等法など労働・雇用に関する法律の普及・啓発に努めます。
- ② 仕事と家庭・地域生活の両立に向け、子育て支援施策や介護・福祉施策の充実を図るほか、育児・介護休業制度や短時間勤務制度等の周知・活用を促進します。

6-2-5. 暴力の根絶

年々増加するDVやセクシャル・ハラスメントなどのあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関との連携強化等により、相談・支援体制の充実を図ります。



▲ 人権啓発・男女共同参画講演会

施策 6-3

コミュニティ活動の促進

・ 現状と課題 ・

まちづくりの基本はコミュニティ活動にあるといえますが、少子高齢化や生活形態の多様化、価値観の変化などを受け、全国的にコミュニティ意識の希薄化が一層進んでいます。

しかし、近年頻発傾向にある大規模災害を背景に、地域における自主的な防災活動や避難支援活動はもとより、地域同士の連携の重要性が注目されています。また、地域ぐるみの子育てや子どもの安全対策、高齢者の安否確認などの必要性がますます高まっています。本来地域が持っていたコミュニティ機能を生かし、さらに地域間で連携し、お互いに助け合い、課題を自ら解決していくことが必要となってきました。

本市では、380余の自治会や各種まちづくり団体の様々なコミュニティ活動を支援し、市民自らが企画・運営する力（市民力）の形成に取り組んできました。

しかし、本市においても、高齢化に伴う活動の停滞傾向、参加者の減少、組織自体の解散といった問題がみられます。

このため、今後は、市民が培ってきた力をさらに生かし、コミュニティ機能の向上を図り、地域の課題を自ら解決することができる住民自治の地域づくり、個性豊かな地域づくりを進めていく必要があります。

6-3-1. コミュニティ意識の高揚

市民のコミュニティ意識の高揚と活動への参画を促進するため、コミュニティや住民自治の重要性等についての広報・啓発活動や学習機会の提供を行います。

6-3-2. コミュニティ施設の整備

身近な活動拠点となるコミュニティセンターや集会施設等の整備充実を進めるとともに、地域住民による施設の自主管理・運営を促進します。

6-3-3. コミュニティ活動の活性化支援と人材育成

- ① 小学校区などを単位とした自主防災組織連合会の結成など、新たなコミュニティ組織を支援します。
- ② 既存の各コミュニティ組織・活動の育成・支援、相互交流の促進に努めます。
- ③ 講座の開催等により、豊かな発想を持ち、地域で活躍し、地域の課題解決に取り組む実践的なリーダーの育成を図ります。



▲ 自主防災組織 防災訓練

施策 6-4 協働のまちづくりの推進

・ 現状と課題 ・

住民や地域の力を生かした協働のまちづくりを進めていくためには、行政情報を積極的に提供・公開し、住民と行政とが情報・意識を共有できるようにするとともに、住民の意見を聞く場を設け、複雑・多様化するニーズを把握しながら、住民参画・協働の仕組みをつくり上げていく必要があります。

本市では、広報紙やホームページ、CATV等を通じた広報活動を推進するとともに、自治会長会の開催や意見箱の設置、各種アンケート調査の実施等による広聴活動を行っています。また、情報公開条例に基づき、各種行政情報の公開を実施しているほか、各種行政計画の策定などにおいても、審議会や委員会の設置、パブリックコメント^{※29}の実施等により、積極的な市民参画に努めています。

今後は、これらの取り組みをさらに発展させ、市民誰もが参加しやすい仕組みづくりや体制の整備を行い、市民と行政とが協力してまちづくりを進めていくことが必要です。

※29 ホームページ等を活用した住民意見の聴取。

・ 取り組み方針 ・

6-4-1. 多様な分野における参画・協働の促進

- ① 各種行政計画の策定や評価にあたって、委員等の一般公募、ワークショップ^{※30}、パブリックコメントなどを実施し、政策形成過程からその評価までの市民参画・協働を促進します。
- ② 指定管理者制度^{※31}の活用や民間委託の推進等により、公共施設の管理・運営や公共サービスの提供等への市民団体やNPO、民間企業等の参画・協働を促進します。

6-4-2. 広報・広聴活動の充実

- ① 広報紙や各種刊行物、ホームページ、CATVによる自主放送番組等の内容充実により、広報活動の充実を図ります。
- ② ホームページや意見箱、各種アンケートなどによる広聴活動の内容を適宜見直し、さらなる充実を図ります。

6-4-3. 情報公開の推進

市民への説明責任を果たし、市政運営の透明性の確保を図るため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開を推進します。

6-4-4. まちづくりに関する学習機会の提供

市民のまちづくり意識の高揚と知識の向上に向け、学校教育や生涯学習など様々な場を通じ、市の現状・課題や今後のまちづくりに関する情報提供と学習機会の提供を図ります。

6-4-5. 市民団体の育成

各種市民団体の自主的な活動を育成・支援していくほか、新たな市民団体やボランティアの組織化を支援します。



▲ 阿波オープンガーデン

※30 研究・作業の場。

※31 公共施設の管理運営を民間事業者も担えるようにする制度。

施策 6-5

計画的な行財政運営の推進

・ 現状と課題 ・

自治体が自立した経営を続けていくためには、財政の健全性が不可欠です。

また、地方・地域がそれぞれの実情に合った、より適切で柔軟な地方自治の推進のためには、地方分権の推進が肝要です。地方分権は、地方創生においても極めて重要なテーマであり、これからの自治体には、独自の政策を自ら考え、自ら実行していく力が強く求められます。

本市では、3次にわたる行財政改革大綱の策定のもと、行財政改革を継続的に進めてきました。特に、その実施計画である集中改革プランにおいて、職員定数の適正化や民間活力の導入などの取り組みを実施し、一定の成果を上げてきました。

財政の健全化に関する指標によると、本市の財政は健全な状況にあるといえますが、自主財源は約3割であり、依然として、財源の大部分を地方交付税など国・県の依存財源に頼らざるを得ない財政構造となっている上、合併による財政支援措置期間の終了が近づいてきており、普通交付税が平成28年度から段階的に縮減されてきています。

このような中、今後は、少子高齢化のさらなる進行等に伴う社会保障政策や、市民の安全・安心な暮らしのための地域医療、福祉・消防をはじめとするセーフティネットの充実など、市民サービスを停滞させることなく、安定して運営していかなければなりません。

また、合併して10年を経過し、公共施設の老朽化が進行しており、今後は、適正な維持管理・長寿命化を図りつつ、統廃合や大規模改修、除却に伴う財政負担に備えなければなりません。

このため、行政改革大綱や集中改革プランに基づき、また中期財政計画を見直ししながら、行財政改革を計画的かつ積極的に推進し、行財政基盤の構築を図っていく必要があります。

6-5-1. 行財政改革の推進

第3次行財政改革大綱や第3次集中改革プランなどの指針に基づき、事務事業の見直しや職員の能力・資質の向上、簡素で効率的な組織・機構の構築、定員管理・給与の適正化、外郭団体等の見直しなど、行財政改革を推進します。特に、行政評価による事務事業の継続的な見直し、人事評価制度の確立や職員研修の充実を図り、職員の資質の向上を積極的に進めます。

6-5-2. 効率的で持続可能な財政運営の推進

- ① 歳入について、自主財源を確保するため、市税等の収納対策の一層の強化や、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料等の見直しを行います。
- ② 歳出について、さらなる民間活力の導入による事務事業の合理化により、経常経費の縮減を図ります。
- ③ 中期財政計画の年次的な見直しにより、現状に即した財政運営を推進します。
- ④ 財政健全化法による財政指標等の分析をはじめ、連結財務諸表の作成・公表を行いながら、本計画に基づき、事業効果や重要度等を総合的に勘案して財源の重点配分を図り、効果的・効率的な財政運営を推進します。

6-5-3. 公共施設の総合的な管理の推進

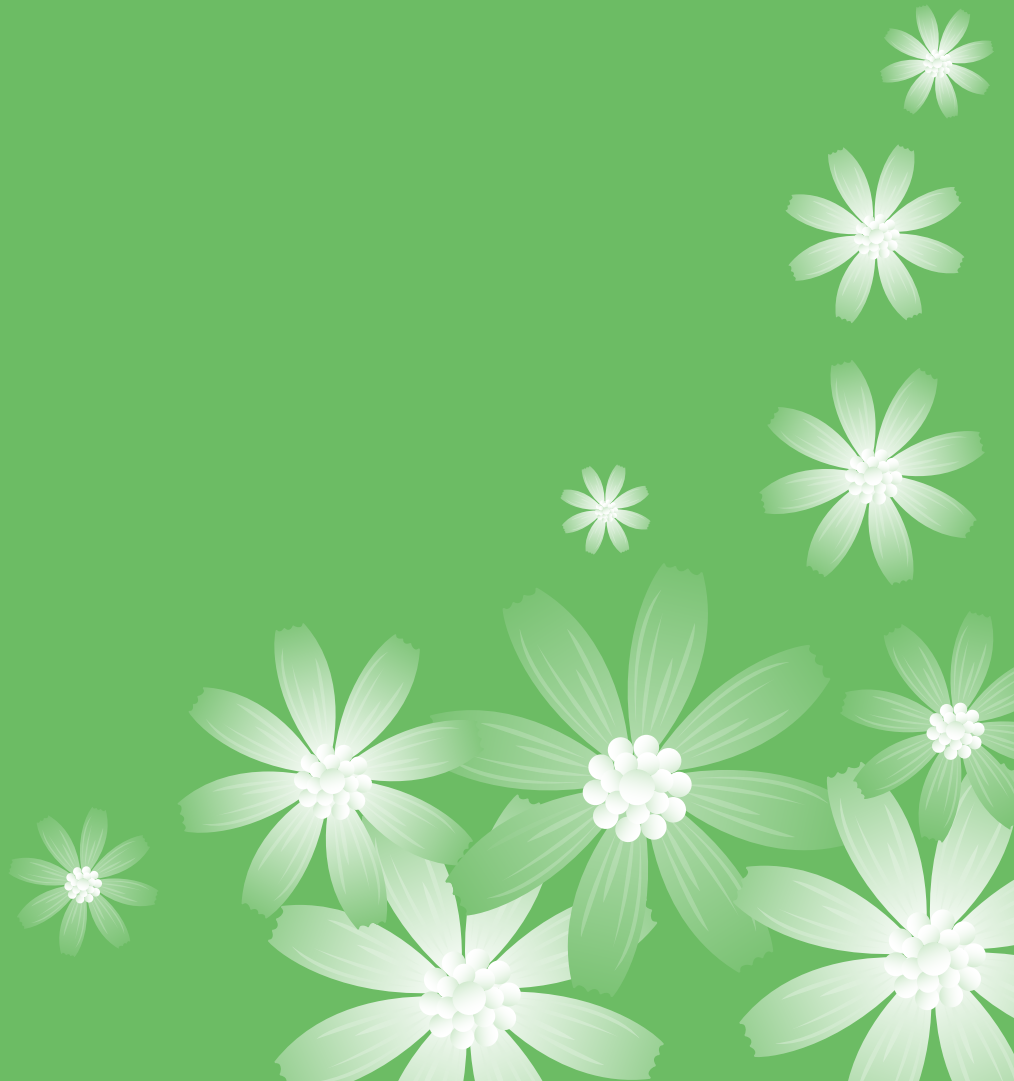
公共施設にかかる維持管理・更新費用の削減及び平準化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の総量や配置の最適化を行います。

6-5-4. 広域行政の推進

徳島中央地区の一体的発展に向け、徳島中央広域連合広域計画に基づく施策を推進するとともに、一部事務組合による共同事業の充実を図ります。

阿波市総合計画

資料



第2次阿波市総合計画の策定経緯

年 月 日	内 容
平成28年2月	まちづくりアンケート調査 (18歳以上の市民3,000人・市内の中学2年生328人)
平成28年7月11日	市長インタビュー
平成28年7月11日 ～15日	各課ヒアリング (第1次阿波市総合計画後期基本計画達成状況調査)
平成28年8月29日	第1回策定委員会の開催 (第1次阿波市総合計画後期基本計画達成状況評価及び第2次阿波市総合計画基本構想検討)
平成28年9月1日	審議会委員16名委嘱
平成28年9月2日	第1回審議会の開催 (第1次阿波市総合計画後期基本計画達成状況報告及び第2次阿波市総合計画基本構想審議)
平成28年9月27日	第2回審議会の開催 (第2次阿波市総合計画基本構想審議)
平成28年10月7日	第2回策定委員会の開催 (第2次阿波市総合計画基本構想及び前期基本計画検討)
平成28年10月17日	第3回審議会の開催 (第2次阿波市総合計画基本構想及び前期基本計画審議)
平成28年10月31日	第4回審議会の開催 (第2次阿波市総合計画基本構想及び前期基本計画審議)
平成28年11月7日	第3回策定委員会の開催 (第2次阿波市総合計画前期基本計画検討)
平成28年11月18日	審議会より市長に第2次阿波市総合計画の答申
平成29年3月15日	平成29年第1回阿波市議会定例会 (第2次阿波市総合計画基本構想について議決)

阿企総第333号
平成28年9月1日

阿波市総合計画審議会会長 殿

阿波市長 野崎 國勝

第2次阿波市総合計画の策定について（諮問）

阿波市総合計画審議会条例（平成17年条例第26号）第1条の規定に基づき、第2次阿波市総合計画について貴審議会の意見を求めます。

平成28年11月18日

阿波市長 野崎 國勝 殿

阿波市総合計画審議会
会長 宮川 治

第2次阿波市総合計画の策定について（答申）

平成28年9月1日付阿企総第333号で審議会に対し諮問のありました「第2次阿波市総合計画（案）」について、慎重に審議を重ねた結果、原案を適当と認めます。

また、審議の過程で出された意見を下記のとおりまとめましたので、この計画の推進に当たって十分留意されるよう申し添えます。

記

1. 「生涯阿波市」のまちづくり

人口減少が加速し、将来的な市全体の活力の低下が懸念される中、本市が直面する最も重要かつ基本的な問題は、いかに人口減少に歯止めをかけるかということである。すべての市民が健康でいきいきと暮らし、阿波市の魅力に惹かれ、全国から人が集まり、多くの人に「ずっと住みたい」と感じてもらえるまちを目指し、様々な分野における取り組みを一体的に進め、阿波市誕生からこれまでの約10年間に築き上げてきた基盤を活用し、確実に前進させていくことで、最重要課題として取り組まれない。

2. 着実な計画の推進

計画内容を確実に推進するため、厳しさを増す財政状況の中、より効率的な財政運営を目指し、選択と集中による事業の重点化を進め、独自性を持った行財政運営を行える組織体制を整備し、組織全体で取り組むとともに、計画内容の進捗状況を随時把握し、進行管理に努められたい。

総合計画審議会委員名簿

職名	氏名
会長	宮川 治
副会長	安田 佳子
委員	笠井 旦美
委員	大岸 育子
委員	堀北 茂生
委員	河野 好幸
委員	稲居 彰
委員	澁谷 浩美
委員	原 美智子
委員	松永 雅子
委員	田村 豊
委員	山川 誠司
委員	上原 正一
委員	割石 義之
委員	前田 茂昭
委員	出口 治男

総合計画策定委員会 委員名簿

氏名	役職	所属
藤井 正助	委員長	副市長
市原 俊明	副委員長	政策監
坂東 英司	副委員長	教育長
町田 寿人	委員	企画総務部長
坂東 重夫	委員	市民部長
高島 輝人	委員	健康福祉部長
天満 仁	委員	産業経済部長
大野 芳行	委員	建設部長
吉田 一夫	委員	会計管理者
後藤 啓	委員	教育次長
高田 稔	委員	教育次長
安丸 学	委員	企画総務部次長
石川 久	委員	企画総務部次長
三浦 康雄	委員	市民部次長
野崎 圭二	委員	健康福祉部次長
阿部 芳郎	委員	産業経済部次長
川野 一郎	委員	建設部次長
秋山 雅彦	委員	農業委員会局長
阿部 守	委員	水道課長

○阿波市総合計画審議会条例

平成17年4月1日

条例第26号

改正 平成19年3月19日条例第5号

平成26年3月3日条例第3号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、本市の総合計画の策定及びその実施に関する重要事項を調査、審議するため、阿波市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第2項第2号及び第3号の委員がその職を失った場合は、任期中であっても委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画総務部企画総務課において行う。

(その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日条例第5号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月3日条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

市民憲章

わたしたちは、阿讃山脈と吉野川に囲まれた豊かな自然、輝かしい歴史や伝統に培われたこのまちに生きる喜びと誇りをもち、「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」の創造をめざしてこの憲章を定めます。

- 1 気持ちのよいあいさつをし、笑顔いっぱいのまちをつくれます。
 - 1 自然や公共物を大切にし、清潔で美しいまちをつくれます。
 - 1 だれにも親切にし、優しさのあふれるまちをつくれます。
 - 1 元気いっぱい仕事に励み、人が輝くまちをつくれます。
 - 1 趣味や特技を磨き教養を深め、心豊かな文化のまちをつくれます。
-



「かがやく」わたしの
阿波未来プラン

第2次阿波市総合計画

平成29年3月

発行／阿波市

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1

TEL:0883-36-8700

FAX:0883-36-8760

<http://www.city.awa.lg.jp>
